厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学研究事業

医療関係職種の養成課程における共通授業科目の実態把握等及び複数資格取得の有用性を検討するための研究（20240633）

令和６年度　総括報告書

研究代表者　福島　統

令和７（2025）年５月

目次

Ⅰ．総括研究報告

医療関係職種の養成課程における共通授業科目の実態把握等及び複数資格取得の有用性を検討するための研究・・・

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(厚生労働科学研究事業)
「医療関係職種の養成課程における
共通授業科目の実態把握等及び複数資格取得の有用性を検討するための研究
(20240633)」
令和 6 年度　総括報告書

研究代表者　福島　統

【研究要旨】

研究目的：　医療 8 職種（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士）を対象に、学校養成所（施設）での修業年限の規定、学校養成所（施設）入学時での既習科目の履修免除の実態を調査し、医療関係 8 職種間での複数資格取得の教育環境についての考察を行うことを本研究の目的とする。

研究方法：　① 医療関係 8 職種の法、学校養成所指定規則、国家試験受験資格から、学校養成所（施設）での修業年限、既習科目の履修免除規程を調査した。②学校養成所（施設）指定規則で示される国家試験受験に必要な履修すべき教育内容は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」と教育内容が大綱化されている。大綱化された教育内容と授業科目との整合性を平成元年当時の指定規則での授業科目、現行の大綱化された教育内容、そして国家試験出題基準での試験科目を比較し、医療関連 8 職種ごとの既習科目の履修免除の例示を作成した。③学校養成所（施設）730 課程に対し、過去 5 年間（令和 2～6 年度）での他医療関係職種の国家資格保有者の入学の有無、国家資格は有していないが他医療職の学校養成所（施設）に在籍履歴のある入学者数と、入学後の既習科目の履修免除の有無についてアンケートを行った。また、複数資格取得に関する学校養成所（施設）の考え方も自由記載として集めた。④ 医療関連 8 職種で国家試験に合格し、免許登録を行った令和 6 年 8 月 21 日時点での登録者データから、複数資格登録者の人数を抽出した。

研究結果と考察：　学校養成所（施設）では、通常、修業年限は「3 年以上」とされているが、「修業年限 1 年以上」の課程が設置可能な視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、並びに言語聴覚士のうち、「修業年限 1 年以上」の課程が設置されていたのは視能訓練士学校養成所 2 校、臨床工学技士学校養成所 3 校のみであった。「修業年限 2 年以上」の課程が設置可能な、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士の学校養成所（施設）のうち、「修業年限 2 年以上」の課程が設置されていたのは言語聴覚士学校養成所 6 校の

みであった。

過去5年間で他医療職種の国家資格を有しているものが入学（入所)、又は国家資格は有していないが他職種の学校養成所（施設）に在籍した（学校養成所在籍歴有）人数と、それに対して履修免除の有無は、診療放射線技師学校養成所で2名（履修免除者2名)、臨床検査技師学校養成所で2名（履修免除者1名)、理学療法士学校養成施設で2名（履修免除者1名)、作業療法士学校養成施設で4名（履修免除者2名)、視能訓練士学校養成所（3年課程）で9名（履修免除者なし)、視能訓練士学校養成所（4年課程）で2名（履修免除者なし)、臨床工学技士学校養成所（3年課程）で1名（履修免除者1名)、義肢装具士学校養成所で6名（履修免除者5名)、言語聴覚士学校養成所で2名（履修免除者1名）であった。履修免除対象者30名中、既習科目の履修免除を受けたのは13名（43.3%）であった。

学校養成所（施設）が、複数資格取得について「利点があると思う」と答えた自由記載内容のカテゴリーは、①幅広い知識と技術を得ることで患者対応の質が向上する、②チーム医療の実践に役立つ、③進路が広がる、就職に役立つ、リカレント教育を場の提供になる、④地方での人材不足への対応に役立つであった。「どちらかというと利点を感じない」と答えた自由記載内容のカテゴリーは、①専門性を保つため、②複数資格で働く場がない、③タスク・シフトにより職種の業務範囲が広がっているので、利点を感じない、に分けられた。

衛生検査技師登録者を除く、医療関係8職種登録者総数803,608名のうち、2資格登録者は、5,265名、資格登録者総数の0.66%であった。2資格登録者で多いのは、臨床工学技士登録者と臨床検査技師の重複登録をしている者が、4,275名で、臨床工学技士登録者の7.58%、臨床検査技師登録者の1.93%となる。その次に多いのが診療放射線技師登録者と臨床工学技士の重複登録者が、173名で、診療放射線技師登録者の0.17%、臨床工学技師登録者の0.31%であった。

急性期の大規模病院では、医療職への期待は専門性にあり、複数資格取得にはなかったこと等について知見が得られた。一方で、今後、特に地方において人口減少が進むであろうことを鑑みると、医療職者の複数資格取得に関しては、今後、地域医療の現場での聞き取り調査が必要になると思われることから、本研究の成果を活用しつつ、2つ目の資格を短時間で学びことのできる学修環境を検討するために、複数資格獲得の環境整備に関する更なる調査研究を行っていく必要があると結論した。

Ａ．研究目的

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に、「医療・看護・介護・福祉の国家資格については、複数の資格を従来よりも短期間で取得できるようにするため、それぞれの養成課程の中で共通する科目を読み替えて、類似科目について資格ごとの再度の履修を不要とする運用の在り方や、既に修得した単位数・時間数に応じて学修期間を短縮するための課題の整理等を行う。」とある。

この提言をもとに、本研究では、医療関係８職種（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士）を対象に、養成校で実際に教授されている授業科目と、当該養成校の入学前に履修した科目の履修免除の実態を調査した上で、既習科目の単位を適切かつ円滑に認定する方策について検討を行った。医療職種での複数資格取得に関しては、平成 28 年度厚生労働科学研究「医療関係職種の養成課程内容共通度の調査研究」で、医療福祉等 17 職種の指定規則に定める教育内容を中心として調査し、共通基礎科目の創設についての考察が行われたが、科目構成ではなく大綱化された教育内容にのみに基づいて検討されたことから、実際に教授されている授業科目の共通性にまで踏み込んだ具体的な実態把握はなされていない。そこで、本研究においては、具体的な授業科目で示されている国家試験出題基準と指定規則の対応を整理し、指定規則の各項目に相当する授業科目と単位数を明示した上で、各養成校にアンケートを行い、既習科目の履修免除の実態を調査した。調査対象の科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の全てであるが、共通性が高いと予測される基礎分野及び専門基礎分野を重点的に分析した。

本調査を踏まえ、各医療関係職種の医学的専門性や、各々の業態に適した教育内容及び教育手法も加味した上で、今後、養成校において適切な既習科目の単位認定が可能となるような具体的な方策を検討する。

また、現状での医療関係 8 職種（診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士）の登録者数データから、複数資格登録者の実数も調査した。

Ｂ．研究方法

（１）医療関係８職種（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士）の国家試験受験資格（学校養成所（施設）での修業年限）

医療職種の業務等に関する法律の制定時期、診療放射線技師法（昭和 26 年）、臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年）、理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年）、視能訓練士法（昭和 46 年）、臨床工学技士法（昭和 62 年）、

義肢装具士法（昭和 62 年)、言語聴覚士法（平成 9 年）によって、国家試験受験資格（学校養成所での修業年限）が異なっている。医療関係職種の業務等に関する法律および学校養成所（施設）指定規則での記載内容から、学校養成所（施設）での修業年限「3 年以上」、「2 年以上」、「1 年以上」の条件を精査する。

（２）既習科目の履修免除規程（医療関係 8 職種間での履修免除規程）

学校養成所指定規則に、指定基準として教育内容が明示されている（診療放射線技師学校養成所指定規則では、別表第一で示されている)。別表第一の備考に、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は医療関係職種の学校養成所及び養成施設等での、既習科目の履修免除が可能な教育課程が示されている。本研究では、大学、高等専門学校以外の医療関係 8 職種間での既習科目の履修免除規程を比較する。

（３）指定規則での教育内容と国家試験科目との関係性の検討

現在の学校養成所（施設）指定規則で示される国家試験受験に必要な履修すべき教育内容は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分けられ、それぞれに内容に関する注記が記されている。指定規則での教育内容の大綱化は、平成 11 年の理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則から始まりその後、他の職種の指定規則に普及していった。

大綱化された教育内容では、実際に学校養成所（施設）に入学する学生がそれ以前に、どのような科目を履修したから、どの教育内容の何単位分を履修科目免除できるかは分かりにくい。実際の学校養成所（施設）での教育は、以前と同じように科目単位で行われているのが実情である。「専門分野」はそれぞれの職種独自な教育内容であるため、共通性の高い「基礎分野」「専門基礎分野」の教育内容について理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則をはじめとした各職種の指定規則の平成元年（科目・授業時間制）と平成 11 年の改正（教育内容・単位数）を比較し、さらに現行の指定規則での教育内容と国家試験出題基準での試験科目とその内容から、各職種での学校養成所での入学者に対する既習科目の履修免除の可能性を検討した。

（４）医療関係 8 職種の学校養成所（施設）への既習科目の履修免除の実態調査

医療関係 8 職種（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士）の学校養成所（施設）を対象に、学校教育法施行規則において入学時での既習科目の情報、既習科目の履修免除の有無を、法的に保存が義務付けられている 5 年間（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）についてインターネットによるアンケート調査を行った（参考資料

1.)。アンケートは、全国診療放射線技師教育施設協議会、日本臨床検査学教育協議会、全国リハビリテーション学校協会（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)、全国視能訓練士学校協会、日本臨床工学技士教育施設協議会、日本義肢装具教育者連絡協議会を通じ会員校に、学校関連団体に加盟していない 26 学校養成所（施設）には郵送でインターネットでのアンケートを依頼した。依頼先は、令和 6 年 4 月 1 日現在の学校養成所（施設）で、診療放射線技師の養成課程は厚生労働省管轄 14 課程と文部科学省管轄 42 課程の合計 56 課程、臨床検査技師は 22 課程と 17 課程の 39 課程、理学療法士は 138 課程と 133 課程の 271 課程、作業療法士は 98 課程と 104 課程の 202 課程、視能訓練士は 17 課程と 10 課程で 27 課程、臨床工学技士は 32 課程と 17 課程で 49 課程、義肢装具士は 5 課程と 4 課程で 9 課程、言語聴覚士は 41 課程と 36 課程で 77 課程、総合計 730 課程である。

本アンケートで、過去 5 年間での他医療関係職種の国家資格保有者の入学の有無、国家資格は有していないが他医療職の学校養成所（施設）に在籍履歴のある入学者数と、入学後の既習科目の履修免除の有無を尋ねた。また、複数資格取得に関する学校養成所（施設）の考え方も自由記載として集めた。

（５）医療関連 8 職種の免許登録者調査

医療関連 8 職種で国家試験に合格し、免許登録を行った令和 6 年 8 月 21 日時点での登録者データ（参考資料 5.：診療放射線技師 101,641 名、臨床検査技師 220,990 名、衛生検査技師 71,815 名、理学療法士 223,679 名、作業療法士 118,385 名、視能訓練士 20,280 名、臨床工学技士 56,408 名、義肢装具士 6,276 名、言語聴覚士 43,162 名）から、複数資格登録者の人数を抽出した。

倫理面への配慮

本研究では、医療関係 8 職種の学校養成所（施設）へ、保存が義務づけられている過去 5 年間の入学者集団の特性と、入学時での既習科目の履修免除の有無を調査した。個人情報には当たらないので研究代表者の所属大学倫理委員会への審査依頼は行わなかった。

Ｃ．研究結果

（１）医療関係８職種（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士）の国家試験受験資格（学校養成所での修業年限）

学校養成所（施設）指定規則では、大学に入学できるものが学校養成所（施設）に入学（入所）し、「修業年限 3 年以上」で指定規則に定められた教育内容を履修し、卒業した者が国家試験受験資格を得ることになっている。診療放射線技師と臨床検査技師学校養成所では、すべての入学（入所）者に「3 年以上の修業」が課されている

が、その他の職種では、学校養成所（施設）での修学年限が、「2 年以上」または「1 年以上」となる場合が存在する。

1) 2 年以上の修業年限で国家試験受験資格を得る場合

① 理学療法士：　作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの（理学療法士及び作業療法士法第 11 条第 2 号）

② 作業療法士：　理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの（理学療法士及び作業療法士法第 12 条第 2 号）

すなわち、理学療法士、作業療法士国家試験では、どちらか一方の国家資格を有しているものは、他方の学校養成施設に入学（入所）した場合、学校養成施設で 2 年以上修学し、卒業すれば国家試験受験資格が得られる。

③ 臨床工学技士：　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、二年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（臨床工学技士法第 14 条第 3 号）

④ 義肢装具士：　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、二年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（義肢装具士法第 14 条第 2 号）

⑤ 言語聴覚士：　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあっては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（言語聴覚士法第 33 条第 3 号）。並びに、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定し

た学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの(言語聴覚士法第 33 条第 5 号)。

すなわち、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士学校養成所では、大学、厚生労働省令で定める学校、文教研修施設などで 1 年以上（高等専門学校の場合は 4 年以上）修学し、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者は、学校養成所（施設）で 2 年以上修学すれば国家試験受験資格が得られる。

参考資料 2. 及び参考資料 3. でも示すが、「修業年限 2 年以上」の課程が設置可能な、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士の学校養成所（施設）のうち、「修業年限 2 年以上」の課程が設置されていたのは言語聴覚士学校養成所（施設）6 校のみであった。

2)1 年以上の修業年限で国家試験受験資格を得る場合

① 視能訓練士： 学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校若しくは養成所において二年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、一年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（視能訓練士法第 14 条第 2 号)。

② 臨床工学技士： 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあつては、五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの(臨床工学技士法第 14 条第 2 号)。

③ 義肢装具士： 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者（厚生労働省令で定める者に限る。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、一年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（義肢装具士法第 14 条第 3 号)。

④ 言語聴覚士： 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあっては、五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（言語聴覚士法第 33 条第 2

号)。

すなわち、視能訓練士、臨床工学技士、及び言語聴覚士の学校養成所では、大学、高等専門学校、又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあっては、五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者が学校養成所に入学（入所）し、1 年以上修学し、卒業すれば国家試験の受験資格が得られる。義肢装具士の場合は極めて特殊で、「義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者」にのみ学校養成所で 1 年以上修学し、卒業すれば国家試験の受験資格が得られる。

参考資料 2. 及び参考資料 3. でも示すが、「修業年限 1 年以上」の課程が設置可能な、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の学校養成所（施設）のうち、「修業年限 1 年以上」の課程が設置されていたのは、視能訓練士学校養成所（施設）2 校、臨床工学技士学校養成所（施設）3 校のみであった。

（2）既習科目の履修免除規程（医療関係 8 職種間での履修免除規程）

既習科目の履修免除規程の例として、診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一の備考二で示されている対象は、大学、高等専門学校を除くと、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、臨床工学技師法、義肢装具士法、救急救命士法、言語聴覚士法により指定されている学校養成所（施設）である。診療放射線技師以外の医療関係 7 職種は全て対象となっている。

（3）指定規則での教育内容と国家試験科目との関係性の検討

平成 11 年に行われた理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正に当たり、平成元年の指定規則で表記された教育科目･時間数と平成 11 年の改正での教育内容・単位数の比較がある。

改正前の平成元年当時の理学療法課程での教育科目と時間数は、
講義:　人文科学(90)、社会科学(60)、自然科学（90)、保健体育（15)、外国語（60)、解剖学（75)、生理学（75)、運動学（45)、病理学概論（30)、臨床心理学(30)、リハビリテーション概論（30)、リハビリテーション医学(30)、一般臨床医学（30)、内科学（60)、整形外科学（60)、神経内科学（60)、精神医学（45)、小児科学（30)、人間発達学（30)、理学療法概論（90)、臨床運動学（30)、理学療法評価法（45)、運動療法（90)、物理療法（45)、日常生活活動（30)、生活環境論（30)、義肢装具学(30)、理学療法技術論(60)
実習実技：　保健体育（45)、解剖学（90)、生理学（45)、運動学（45)、理学療法評価法（45)、運動療法（90)、物理療法（45)、日常生活動作（45)、義肢装具学(45)、理学療法技術論(90)
臨床実習（810)、と選択必修（200）である。

改正後の理学療法課程での教育内容と単位は、

講義等：　科学的思考の基盤、人間と生活（14）、人体の構造と機能及び心身の発達（12）、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（12）、保健医療福祉とリハビリテーションの理念（2）、基礎理学療法学（6）、理学療法評価学（5）、理学療法治療学（20）、地域理学療法学（4）、臨床実習（18）である。

以上から、現行の指定規則の教育内容のうち、科学的思考の基盤、人間と生活（14 単位）に含まれるのは授業科目として、人文科学、社会科学、自然科学、保健体育、外国語、人体の構造と機能及び心身の発達（12 単位）には、解剖学、生理学、運動学、人間発達学、臨床心理学、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（12 単位）には、病理学概論、一般臨床医学、内科学、整形外科学、神経内科学、精神医学、小児科学が含まれると考えられる。

教育科目の教授内容については、国家試験出題基準での試験科目とその内容が参考になる。理学療法士分野では、例えば、「解剖学」であれば、総論、骨格系、筋系、神経系、脈管系、内蔵諸器官、感覚器、体表解剖、応用解剖、組織がその教授内容であり、「リハビリテーション概論」であれば、理念、疾病・生活機能の概念と分類、患者・障害者の心理・社会的側面、リハビリテーション医療、リハビリテーションの諸相、地域包括ケアシステムが教授内容となる。

大綱化された教育内容と、国家試験出題基準での科目内容を見比べることで、医療関係 8 職種での既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目を抽出できる（参考資料 1.）。

既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目

1）　診療放射線技師養成課程：教養科目（科学的思考の基盤、人間と生活）を基礎分野として最大 14 単位、解剖学・生理学・病理学・一般臨床医学・衛生・公衆衛生学を、専門基礎分野「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」として最大 13 単位。ただし、専門基礎分野「保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術　18 単位」は内容的に、放射線生物学、放射線物理学、医用工学、放射線計測学、放射化学であるため、履修免除の可能性は低い。

2）　臨床検査技師養成課程：　教養科目（科学的思考の基盤、人間と生活・社会の理解）を基礎分野として最大 14 単位、解剖学・生理学・病理学を専門基礎分野「人体の構造と機能」として最大 8 単位、医学概論・一般臨床医学を専門基礎分野「臨床検査の基礎とその疾病との関連」として最大 5 単位、衛生・公衆衛生学・関係法規を専門基礎分野「保健医療福祉と臨床検査」として最大 4 単位。ただし、専門基礎分野「医療工学及び医療情報　4 単位」は、履修免除の可能性は低い。

3）　理学療法士・作業療法士養成

課程：　教養科目（科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解）を基礎分野として最大 14 単位、解剖学・生理学・運動学・人間発達学・臨床心理学を専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」として最大 12 単位、医学概論・病理学・一般臨床医学・精神医学・小児科・整形外科学・リハビリテーション医学を専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。）」として最大 14 単位、衛生・公衆衛生学・関係法規を　専門基礎分野「保健医療福祉とリハビリテーションの理念（自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。）」として最大 4 単位。

4）　視能訓練士養成課程：　教養科目（科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解）を基礎分野として最大 14 単位、解剖学・生理学・人間発達学・臨床心理学を専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」として最大 8 単位、医学概論・病理学・一般臨床医学を専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」として最大 9 単位、衛生・公衆衛生学・関係法規・リハビリテーション医学を専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」として最大 7 単位。ただし、視覚機能の基礎と検査機器、視能障害のリハビリテーションは他の学校養成所（施設）では履修していないと思われるため、最大 7 単位の免除の可能性は低い。

5）　臨床工学技士養成課程：　教養科目（科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解）を基礎分野として最大 14 単位、解剖学・生理学を専門基礎分野「人体の構造及び機能」として最大 6 単位、医学概論・病理学・生化学・薬理学・衛生・公衆衛生学・関係法規を専門基礎分野「臨床工学に必要な医学的基礎」として最大 9 単位。ただし、専門基礎分野「臨床工学に必要な理工学的基礎　16 単位」「臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎　7 単位」は専門性が高いため、履修免除の可能性は低い。

6）　義肢装具士養成課程：　教養科目（科学的思考の基盤、人間と生活）を基礎分野として最大 14 単位、解剖学・生理学・運動学・人間発達学・臨床心理学を専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」として最大 13 単位、医学概論・病理学・一般臨床医学・精神医学・小児科・整形外科学を専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」として最大 9 単位、衛生・公衆衛生学・関係法規・リハビリテーション医学を専門基礎分野「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」として最大 4 単位。ただし、専門基

礎分野「義肢装具領域における工学　10 単位」は専門性が高く、履修免除の可能性は低い。

7）　言語聴覚士養成課程：　教養科目（科学的思考の基礎、人間と生活、社会の理解）を基礎分野として最大 12 単位、解剖学・生理学・医学概論・病理学・一般臨床医学・精神医学・小児科・形成外科学を専門基礎分野「人体のしくみ疾病と治療（医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。）」として最大 15 単位、心理学・臨床心理学・教育学を専門基礎分野「心の働き」として最大 7 単位、衛生・公衆衛生学・関係法規・リハビリテーション医学を専門基礎分野「社会保障・教育とリハビリテーション」として最大 1 単位。ただし、基礎分野「言語聴覚療法の基盤」（推定 8 単位）及び専門基礎分野「言語とコミュニケーション　9 単位」は専門性が高いため、履修免除の可能性は低い。

（4－1）医療関係 8 職種の学校養成所（施設）への修業年限についての調査

参考資料 2. で示すように、730 学校養成所（施設）へアンケートを依頼し、273 学校養成所（施設）から回答を得た（全体の回答率 37.4%）。回収率の内訳は診療放射線技師学校養成所で 45/56 課程で 80.4%、臨床検査技師学校養成所で 17/39 課程で 43.6%、理学療法士学校養成施設で 96/271 課程で 35.4%、作業療法士学校養成施設で 49/202 課程で 24.3%、視能訓練士学校養成所で 21/27 課程で 77.8%、臨床工学技士学校養成所で 18/49 課程 36.7%、義肢装具士学校養成所で 7/9 課程で 77.8%、言語聴覚士学校養成所で 21/77 課程で 27.3%であった。

過去 5 年間で、「修業年限 2 年以上」又は「修業年限 1 年以上」の規定がある、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士の学校養成所で開講された「修業年限 2 年以上」又は「修業年限 1 年以上」の課程数は、

1）理学療法士学校養成施設：　なし
2）作業療法士学校養成施設：　なし
3）視能訓練士学校養成所：　「修業年限 1 年以上」2 課程（21 課程中）のみ
4）臨床工学技士学校養成所：　「修業年限 1 年以上」3 課程（18 課程中）のみ
5）義肢装具士学校養成所：　なし
6）言語聴覚士学校養成所：　「修業年限 2 年以上」6 課程（21 課程中）のみ

であった。

視能訓練士学校養成所の「修業年限 1 年以上」の課程に入学したのは、言語聴覚士資格保有者（1 名）、臨床検査技師学校養成所在籍歴有（1 名）、理学療法学校養成施設在籍歴有（2 名）、作業療法士学校養成施設在籍歴有（1 名）、臨床工学技士学校養成所在籍歴有（1 名）、言語聴覚士学校養成所在籍

歴有（3 名）の合計 9 名であった。

臨床工学技士学校養成所の「修業年限 1 年以上」の課程に入学したのは、診療放射線技師資格保有者（1 名＋3 名：2 校で合計 4 名）、臨床検査技師資格保有者（6 名）、理学療法士資格保有者（1 名+1 名：2 校で合計 2 名）、臨床検査技師学校養成所在籍歴有（5 名）の合計 17 名であった。

言語聴覚士学校養成所の「修業年限 2 年以上」の課程に入学したのは、作業療法士資格保有者（1 名）、作業療法士資格保有者（1 名）の合計 2 名であった。

以上から、「修業年限 1 年以上」の課程には 26 名、「修業年限 2 年以上」の課程に入学（入所）したのは 2 名であった。

（4－2）学校養成所（施設）への既習科目の履修免除の実態調査

過去5年間で他医療職種の国家資格を有しているものが入学した、又は他の学校養成所（施設）に在籍したが、国家資格は有していない（学校養成所在籍歴有）人数と、それに対して履修免除を行った科目を示す（参考資料3.）。

1）診療放射線技師学校養成所
- ① 理学療法士資格保有者（1 名）（履修免除科目：物理学、生物学、倫理学、情報処理、保健体育、医学英語、解剖学、生理学、病理学概論、臨床心理学）合計 15 単位
- ② 義肢装具士資格保有者（1 名）（履修免除科目：物理学、生物学、英語、情報処理）合計 12 単位

2）臨床検査技師学校養成所
- ① 診療放射線技師資格保有者（1 名）（履修免除なし）
- ② 臨床工学技士学校養成所在籍歴有（1 名）（履修免除なし）

3）理学療法士学校養成施設
- ① 言語聴覚士資格保有者（1 名）（履修免除科目：英語、心理学）合計 3 単位
- ② 診療放射線技師学校養成所在籍歴有（1 名）（履修免除なし）

4）作業療法士学校養成施設
- ① 診療放射線技師資格保有者（1 名）（履修免除科目：哲学、生命倫理学、英語）合計 6 単位
- ② 臨床検査技師資格保有者（1 名）（生物学、物理学、英語、ドイツ語）合計 6 単位
- ③ 義肢装具士資格保有者（1 名）（履修免除なし）
- ④ 理学療法士学校養成施設在籍歴有（1 名）（履修免除科目：医科学入門、人間発達学、リハビリテーション概論、解剖組織学、生理学、病理学、臨床解剖学、臨床解剖学実習、臨床生理学、運動学他教養科目）合計 13 単位

5）視能訓練士学校養成所（「修業年限 3 年」課程）
- ① 臨床検査技師国家資格保有者（1 名）（履修免除なし）
- ② 診療放射線技師学校養成所在

籍歴有(3 名)(履修免除なし)
③ 臨床検査技師学校養成所在籍歴有（1 名+1 名）(履修免除なし)
④ 理学療法士学校養成施設在籍歴有（2 名）(履修免除なし)
⑤ 言語聴覚士学校養成所在籍歴有（1 名）(履修免除なし)

6）視能訓練士学校養成所（「修業年限 4 年」課程)
① 理学療法士学校養成施設在籍歴有（2 名）(履修免除なし)

7）臨床工学技士学校養成所（「修業年限 3 年」課程)
① 臨床検査技師学校養成所在籍歴有 (1 名)(履修免除科目 : 化学、物理学、数学、英語) 合計 8 単位

8）義肢装具士学校養成所（「修業年限 3 年」課程)
① 理学療法士資格保有者 (1 名＋3 名)(履修免除科目 : 心理学、人間発達学、解剖学、生理学、臨床心理学、運動学実習。機能解剖学、臨床神経学、リハビリテーション医学) 合計 15 単位
② 作業療法士資格保有者（1 名）(履修免除科目 : 一般臨床医学、病理学) 合計 3 単位
③ 言語聴覚士資格保有者（1 名）(履修免除なし)

9）言語聴覚士学校養成所(「修業年限 3 年」課程)
① 理学療法士国家資格保有者（1 名）(履修免除科目 : 英語、情報工学、福祉援助論、保健体育、統計学、文献研究法) 合計 10 単位
② 作業療法士学校養成所在籍歴有（1 名）(履修免除なし)

以上から「修業年限 3 年以上」の課程に、他医療職種の国家資格を有する者及び国家資格は有していないが他の学校養成所（施設）に在籍履歴がある者 30 名が入学 (入所) したが、そのうち既習科目の履修免除を受けた者は 13 名であった。

（4－3）学校養成所 (施設) へ複数資格取得についての自由記載内容

「学校養成所（施設）として、学生が医療 8 職種の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？」の質問に対し、「利点があると思う」、「どちらかというと利点を感じない」の回答のうち、「利点があると思う」と答えたのは、診療放射線技師学校養成所 45 課程中 25 課程 (62.2%)、臨床検査技師学校養成所 17 課程中 11 課程 (52.9%)、理学療法士学校養成施設 95 課程中 53 課程 (55.8%)、作業療法士学校養成施設 49 課程中 28 課程 (57.1%)、視能訓練士学校養成所 23 課程中 9 課程 (39.1%)、臨床工学技士学校養成所 19 課程中 12 課程 (63.2%)、義肢装具士学校養成所 7 課程中 5 課程 (71.4%)、言語聴覚士学校養成所 23 課程中 12 課程 (52.2%) であった。視能訓練士学校養成所以外は半数以上の学校養成所 (施設) が「利点があると思う」を選択していた（参考資料 2、参考資料 4.)。

「利点があると思う」、「どちらかというと利点を感じない」の質問に対する自由記載の内容をカテゴリーに分けた。

1）「利点があると思う」の自由記載内容のカテゴリー

① 幅広い知識と技術を得ることで患者対応の質が向上：
複数資格取得で、多様な患者への対応が可能となり、臨床経験が増えることで患者対応能力の向上が期待できるという記載だけでなく、職種個別的には、理学療法士学校養成施設からは、義肢装具士や言語聴覚士との複数資格取得による臨床上のメリットに関する指摘もあった。

② チーム医療の実践に役立つ：
複数資格取得により、他職種の業務の理解が深まり、自身の職種での患者対応での質向上が期待できるとの指摘があった。

③ 進路が広がる、就職に役立つ、リカレント教育を場の提供なる：
自分に合った職種を選ぶ機会が増える、就職の機会が増える、転職のためのリカレント教育の機会となる、といったコメントがあった。

④ 地方での人材不足への対応：
地域や小規模なクリニックでは、1施設当たりの医療専門職種の採用が少なく、他の職種の業務を行わなければならないというニーズがあるとのコメントがあった。

⑤ その他のコメント：
「昔に比べ、リハビリテーション対象者のニーズは増加し、より複雑化している。しかし、理学療法士・作業療法士法は昭和40年の制定当初から変わっておらず、現在の医療ニーズにマッチしていない部分が出てきている。今の法律のままだと、他の資格を取得することで患者の求めるニーズに対応するしかないと考える。」「作業療法士は、対象者の生活行為に着目して、その質の向上を図りますので他職種の視点やスキルを活用することで良いサービスにつながると思います。」「訪問リハビリテーション等、領域によっては自分一人で対応することが必要な場面もある。そのような時に幅広い対応力を持っていることが患者の利益になると考えるため。」「医療技術資格の境界領域において、複数資格を取得していると合法的な医行為が可能となる。特に、理学療法士、作業療法士、救急救命士などは生命維持管理装置の操作ができる臨床工学技士資格を取得することにより境界領域および業務範囲の拡大、適切な医行為の施行、医療技

術者の少人数化が可能となることが考えられる。」「将来的には教育関連の資格（小中学校・保育士）などを同時に取得することは、海外の作業療法士の働き方を見ても今後大きな意味を持つと思われる。」など、医療職種の業務の変化、タスク・シフト、海外での職種の役割に関するコメントもあった。

2）「どちらかというと利点を感じない」の自由記載内容のカテゴリー

① 専門性を保つため：
専門性があり、他職種ではその専門性を活かせない、臨床現場でトレーニングを積み重ね専門性を磨く必要がある、修業課程の中で複数資格を取得できるほど甘い内容ではなく、かえってそれぞれの学びが浅くなる等弊害がある、などのコメントがあり、さらに視能訓練士学校養成所からは、「看護師や医療事務の資格ならともかく、その他の資格は保持していても眼科の臨床現場で活かすことは難しいため。」とのコメントがった。

② 複数資格で働く場がない：
一般的な病院では 1 人の医療従事者が 2 つの職種を兼任できない、医療機関によって専門分化しているため、複数資格を活かす余地がない、シングルでもダブルライセンスでも給与は変わらない、などのコメントがった。さらに理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士学校養成所（施設）からは、当該職種の需要が保たれているので複数資格取得に利点を感じないとのコメントもあった。

③ タスク・シフトにより職種の業務範囲が広がっているので、利点を感じない：
診療放射線技師学校養成所から、「看護師と診療放射線技師両方の資格を有している場合は、これまで静脈確保などの際に有利な点があったが、タスク・シフトにより診療放射線技師が、静脈確保もできるようになって、その利点もなくなってしまった。」「臨床検査技師の業務では、超音波や MRI の業務が競合しており、ダブルライセンスの有利さは希薄である。ここで、診療放射線技師サイドが危惧している点は、看護師や柔道整復技師がその資格のまま X 線撮影の業務を可能になることである。」とのコメントがあった。

④ その他のコメント：
「人材不足が社会に与える影響が大きい看護職や介護職の資格を別に取得するのであれば大きな利点があるように思う。」「医療系のカリキュラム

の場合、必修科目が多く修業年限の中で履修するには過密になりすぎて現実的でない。今後、法整備の中で医療 8 種職にとってコアカリが認められれば可能性はありますが。」など、看護職、介護職との複数資格取得の利点のコメントや、医療関係 8 職種のカリキュラムでの共通カリキュラムについての言及もあった。

（5）医療関連 8 職種の免許登録者調査

令和 6 年 8 月 21 日時点での医療関係 8 職種(衛生検査技師を含む 9 職種)の登録者総数は 862,636 名。このうち、2 資格登録者は、18,132 名（臨床検査技師と衛生検査技師の 2 資格登録者 12,867 名も含む)、3 資格登録者は 230 名、4 資格登録者は 2 名となっている（参考資料 5.)。

衛生検査技師は平成 18 年 3 月に廃止されているので、令和 6 年 8 月 21 日時点では、衛生検査技師登録者数 71,815 名から衛生検査技師と臨床検査技師の 2 資格登録者数 12,867 名を引いた数が衛生検査技師 1 資格登録者と思われる（71,815 名－12,867 名＝58,948 名)。本調査では医療関係 8 職種として、衛生検査技師登録者 1 資格登録者に関しては考慮せず、現行の資格である臨床検査技師登録者を複数資格登録者の調査対象とした（衛生検査技師と臨床検査技師の 2 資格登録者も、2 資格登録者としてしまうと、2 資格登録者は、18,132 名/862,636 名で、2.11％となってしまう)。

衛生検査技師登録者を除く、医療関係 8 職種登録者総数は、862,636 名－58,948 名（衛生検査技師登録者数）＝803,608 名となり、衛生検査技師登録者を除く、2 資格登録者は、18,132 名－12,867 名（衛生検査技師と臨床検査技師の 2 資格登録者）＝5,265 名となり、2 資格登録者は 5,265 名/803,608 名で、0.66％となる。

3 資格登録者は、①診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士の 4 名、②臨床検査技師・臨床工学技士・言語聴覚士の 2 名、③臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士の 1 名、④臨床検査技師・作業療法士・臨床工学技士の 1 名、⑤臨床検査技師・臨床工学技士・言語聴覚士の 1 名、⑥作業療法士・臨床工学技士・義肢装具士の 1 名の合計 10 名。

4 資格登録者は衛生検査技師を除けば 0 名となる。

衛生検査技師登録者を除く 2 資格登録者数を職種ごとにどれくらいの割合でいるかを検討した。

1）診療放射線技師登録者（総数 101,641 名）での 2 資格登録者数と割合：　臨床検査技師登録者 169 名（0.17％)、理学療法士登録者 25 名（0.025％)、作業療法士登録者 11 名（0.011％)、視能訓練士登録者 5 名（0.0049％)、臨床工学技士登録者 173 名(0.17％)、義肢装具士登録者 3 名(0.0030％)、言語聴覚士 0 名（0％）

2）臨床検査技師登録者（総数220,990名）での2資格登録者数と割合：　診療放射線技師登録者169名（0.076%）、理学療法士登録者 64 名（0.029%）、作業療法士登録者 36 名（0.016%）、視能訓練士登録者 15 名（0.0068%）、臨床工学技士4,275名(1.93%)、義肢装具士登録者 1 名（0.00045%）、言語聴覚士登録者35名（0.016%）

3）理学療法士登録者（総数 223,679名）での2資格登録者数と割合：診療放射線技師登録者 25 名（0.011%）、臨床検査技師登録者64名（0.029%）、作業療法士登録者 39 名（0.017%）、視能訓練士登録者 8 名（0.0036%）、臨床工学技士登録者 55 名（0.025%）、義肢装具士登録者40名(0.018%)、言語聴覚士登録者130名(0.058%)

4）作業療法士登録者（118,385 名）での2資格登録者数と割合：　診療放射線技師登録者 11 名（0.0093%）、臨床検査技師登録者 36 名（0.030%）、理学療法士登録者 39 名（0.033%）、視能訓練士登録者 4 名（0.0034%）、臨床工学技士登録者7名(0.0059%)、義肢装具士登録者6名(0.0051%)、言語聴覚士登録者48名(0.041%)

5）臨床工学技士登録者（56,408 名）での2資格登録者数と割合：　診療放射線技師等聾者 173 名（0.31%）、臨床検査技師登録者4275 名（7.58%）、理学療法士登録者 55 名（0.098%）、作業療法士登録者 7 名（0.012%）視能訓練士登録者５名(0.0089%)、義肢装具士登録者 1 名（0.0018%）、言語聴覚士登録者6名(0.011%)

6）視能訓練士登録者（20,280 名）での2資格登録者数と割合：　診療放射線技師登録者5名(0.025%)、臨床検査技師登録者 15 名（0.074%）、理学療法士登録者 8 名（0.039%）、作業療法士登録者 4 名（0.020%）、臨床工学技士登録者 5 名（0.025%）、義肢装具士登録者 0 名（0%）、言語聴覚士登録者 1 名（0.0049%）

7）言語聴覚士登録者（43,162 名）での2資格登録者数と割合：　診療放射線技師登録者 0 名（0%）、臨床検査技師登録者35名(0.081%)、理学療法士登録者130名(0.30%)、作業療法士登録者48名(0.11%)、視能訓練士登録者1名(0.0023%)、臨床工学技士登録者 6 名（0.014%）、義肢装具士登録者 3 名（0.0070%）

以上から 2 資格登録者で多いのは、臨床工学技士と臨床検査技師の重複登録もしている者が、4,275 名で、臨床工学技士登録者の 7.58%、臨床検査技師登録者の 1.93%となる。その次に多いのが診療放射線技師と臨床工学技士の重複登録者が、173 名で、診療放射線技師登録者の 0.17%、臨床工学技師登録者の 0.31%となる。

理学療法士及び作業療法士法で、どちらか一方の資格を得ているものは

他の資格の国家試験受験資格を得るのに学校養成施設での修業年限が2年に短縮されている唯一の養成課程であるが、この2つの資格の2資格登録者は 39 名と意外と少なく、理学療法士登録者の 0.017%、作業療法士登録者の 0.033%となっている。

D．考察

医療関係8職種での学校養成所(施設)での修業年限

医療職種の業務等に関する法律で、診療放射線技師法は昭和 26 年、臨床検査技師等に関する法律は昭和33年、理学療法士及び作業療法士法は昭和40年、視能訓練士法は昭和 46 年、臨床工学技士法は昭和 62 年、言語聴覚士法は平成9年に制定された。初期の診療放射線技師と臨床検査技師に関しては、「修業年限3年以上」として、大学に入学できる者が学校養成所での3年以上の修学を国家試験受験の条件とした。診療放射線技師、臨床検査技師になるための教育は、厚生省（当時）が指定した学校養成所でなければ学べなかったことによる。昭和 40 年に制定された理学療法士及び作業療法士法の時代も、理学療法や作業療法は、3 年制の厚生省（当時）が指定した学校養成施設でしか学ぶことができなかった。理学療法と作業療法が、リハビリテーションという概念で同時期に日本に導入されたこともあり、特例として、理学療法または作業療法のどちらか一方の国家資格を得ているものは、他方の国家試験受験資格を得るのに、学校養成施設での修業年限が「2 年以上」と 1 年間短縮される制度が作られた。法制定当初、理学療法士と作業療法士の2資格と得ようとする者もいたようであるが、今回の全国学校養成施設へのアンケートでは、理学療法士登録者の 0.017%、作業療法士登録者の 0.033%しか複数資格の登録を行っていない。

視能訓練士法の昭和 46 年、昭和 50 年に学校教育法の一部を改正する法律が成立し「専修学校制度」が創設されたのちに、臨床工学技士法と義肢装具士法の昭和 62 年、言語聴覚士法（平成 9 年）と法整備が行われた。視能訓練士以降の学校養成所での修業年限が、一律「3 年以上」ではなく、「修業年限 1 年以上」「修業年限 2 年以上」という課程を開講することが出来るようなった。これは法律制定以前から、医療の中で必要とされる業種としてこれらの業務が認められていたことが背景にある。例えば、義肢装具士では、「職業能力開発促進法第 44 条第 1 号の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者」は、学校養成所1年以上課程で国家試験受験資格を得ることができるように医療の現場での業務ニーズが法律制定より先行していたり、臨床工学技士のように、昭和の時代に人工心肺を操作していたのが研修医などの若手の医師であったり看護師であったりしていたが、機械の高度化に医師・看護師が追い付かず、機械製造業者の技術者

が手術室で機械のサポートを行うようになり、非医療者が手術場に入ることが問題視され、それを回避するために、血液を扱いなれている臨床検査技師という医療者が機械操作の支援に手術場に入るといった歴史が先行して、臨床工学技士の制度化が行われたといった歴史的背景もある。

この歴史から分かるように、医療の場で様々な能力を持った職種が医療の急激な進歩の中で、昔から決まった「業務」しかできないという規制が患者に利するかどうか問題になってくるであろう。また、特定機能病院や、急性期の規模の大きな病院では、現行の医療関連8職種が独立して、それぞれの業務を通じて専門性を伸ばしていくという職場環境だけでなく、地域での外来・訪問診療（家庭医・かかりつけ医)、在宅患者支援、小規模病院での効率的業務などの視点では、1職種の業務範囲を超えて患者支援が求められる場面も考えていく必要がある。求められる医療提供の在り方は、医療が行われる「場」によって大きく異なってくるであろう。その時に、1つの職種の医療者が行える業務の範囲をどのように変化させていくか、長い医療者としての人生として、自分の能力をどのように再開発していくことができるのか(リカレント教育)、そのための教育制度について議論を始める必要がある。

修業年限については、Competency-based, Time-variable Education（CBTV）という考え方が注目されている（Competency：資質・能力)。教育に関しては、「履修主義」と「修得主義」という考え方があり、履修主義では、Time-in-seat すなわち出席日数に不足がなければ教育目標の到達度に拘らず修学・卒業を認める考え方であり（「修業年限」を規定するのはこの考え方である）、修得主義とは、Competency-based education すなわち、教育目標に到達していることを修学・卒業の条件とし、出席日数や学習時間（修業年限）は条件に入れないという考え方である。もともと、Competency-based education では、教育時間や学習時間に関係なく（Time-variable）、教育目標で定めた Competency を獲得すればよいとする考え方であり、Competency-based, Time-variable と2つの用語を重ねる必要はないはずであるが、近年、Competency という概念がわが国の初等、中等、高等教育及び職業教育でも定着してきたが、それに付随する Time-variable の考え方はなかなか定着してこなかった。しかし、「飛び級」という制度は、まさに Time-variable であり、令和4年度の大学設置基準の改正では、大学の修業年限の記載が、現行の「大学に4年間以上在学し」の規定を削除し「おおむね4年」と書き直しされた。これは CBTV という概念が定着する兆しとも思われる。

視能訓練士以降の国家試験受験資格では、大学、高等専門学校、又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所においての修業に

より、学校養成所での修業年限の短縮が認められている。この制度を、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士学校養成課程にも広げることで、医療関係８職種での整合性を図れるとともに、柔軟な資格取得に繋げることが可能となる。

指定規則での教育内容と国家試験科目との関係性の検討

指定規則での教育内容は科目ではなく、大綱化された項目となっている。しかしながら実際の学校養成所（施設）では、従前の科目（例えば、解剖学、生理学、公衆衛生学、内科等）で授業が行われ、単位認定されている。従って、「医療関係８職種の学校養成所（施設）への既習科目の履修免除の実態調査」のアンケートを行うためには、回答者が既習科目を認識しやすくするために、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目」を例示する必要があった。そのために、C. 研究結果に示したように、平成 11 年の理学療法士及び作業療法士学校養成施設指定規則改定時の授業科目、大綱化された教育内容の関係性の検討をもとに、現行の医療関係８職種の指定規則での教育内容と授業科目の関係性を明らかにして、基礎分野及び専門基礎分野での他職種の学校養成所での既習科目免除の科目を抽出した。

医療関係８職種の学校養成所への既習科目の履修免除の実態

過去５年間で他医療職種の国家資格を有しているものが入学（入所）、又は他職種の学校養成所に在籍したが、国家資格は有していない（校養成所在籍歴有）人数と、それに対して履修免除の有無は、

診療放射線技師学校養成所で２名、既習科目の履修免除者２名

臨床検査技師学校養成所で２名、既習科目の履修免除者１名

理学療法士学校養成施設で２名、既習科目の履修免除者１名

作業療法士学校養成施設で４名、既習科目の履修免除者２名

視能訓練士学校養成所（3 年課程）で９名、既習科目の履修免除者なし

視能訓練士学校養成所（4 年課程）で２名、既習科目の履修免除者なし

臨床工学技士学校養成所（3 年課程）で１名、既習科目の履修免除者１名

義肢装具士学校養成所で６名、既習科目の履修免除者５名

言語聴覚士学校養成所で２名、既習科目の履修免除者１名

である。

履修免除となった科目は、「基礎分野」（例えば、物理学、生物学、倫理学、情報処理、保健体育、英語など）、と「臨床基礎分野」（解剖学、生理学、病理学概論、内科など）であった。「専門分野」での履修免除科目はなかった。履修免除対象者 30 名（「修業年限 1 年以上」「修業年限 2 年以上」の課程を除く）中、既習科目の履修免除を受けたのは 13 名（43.3%）であった。

単位という考え方、履修した科目の履修免除という考え方が、医療関連８

職種の学校養成所では十分普及していないと思われる。CBTV の概念の普及が待たれる。

学校養成所（施設）側の複数資格取得についての考え方

このアンケート調査では、「学校養成所（施設）として、学生が医療８職種の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？」の質問に対し、視能訓練士学校養成所（39.1%）以外は半数以上の学校養成所（施設）が「利点があると思う」を選択していた（診療放射線技師学校養成所：62.2%、臨床検査技師学校養成所:52.9%、理学療法士学校養成施設:55.8%、作業療法士学校養成施設：57.1%、臨床工学技士学校養成所：63.2%、義肢装具士学校養成所：71.4%、言語聴覚士学校養成所：52.2%）。視能訓練士は業務が眼科領域の限定されていることで、他の職種と異なった数値を示したと思われる。

同時に学校養成所（施設）に複数資格取得について「利点があると思う」、「どちらかというと利点を感じない」に関する自由記載も求めた。

「利点があると思う」と答えた記載内容のカテゴリーは、①幅広い知識と技術を得ることで患者対応の質が向上する、②チーム医療の実践に役立つ、③進路が広がる、就職に役立つ、リカレント教育を場の提供なる、④地方での人材不足への対応に役立つ、に分けられた。これ以外には、医療職種の業務の変化、タスク・シフト、海外での職種の役割に関するコメントもあった。

「どちらかというと利点を感じない」と答えた記載内容のカテゴリーは、①専門性を保つため、②複数資格で働く場がない、③タスク・シフトにより職種の業務範囲が広がっているので、利点を感じない、に分けられた。これ以外には、看護職、介護職との複数資格取得の利点のコメントや、医療関係８職種のカリキュラムでの共通カリキュラムについての言及もあった。

医療関連 8 職種の免許登録者調査 －複数資格登録者の特性

C.　研究結果で示したように、衛生検査技師登録者を除く、医療関係８職種登録者総数 803,608 名のうち、2 資格登録者は、5,265 名、資格登録者総数の 0.66%であった。

3 資格登録者は、①診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士の 4 名、②臨床検査技師・臨床工学技士・言語聴覚士の 2 名、③臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士の 1 名、④臨床検査技師・作業療法士・臨床工学技士の 1 名、⑤臨床検査技師・臨床工学技士・言語聴覚士の 1 名、⑥作業療法士・臨床工学技士・義肢装具士の 1 名の合計 10 名であった。なお、4 資格以上登録者はいなかった。

2 資格登録者で多いのは、臨床工学技士登録者と臨床検査技師の重複登録をしている者が、4,275 名で、臨床工学技士登録者の 7.58%、臨床検査技師登録者の 1.93%となる。その次に多

いのが診療放射線技師登録者と臨床工学技士の重複登録者が、173 名で、診療放射線技師登録者の 0.17%、臨床工学技師登録者の 0.31%となる。

臨床工学技士と臨床検査技師との重複登録については、臨床工学技士の資格が必要とされた歴史的背景が影響している（D．考察　医療関係 8 職種での学校養成所（施設）での修業年限について　参照)。臨床工学技士と診療放射線技師については、工学系ということで共通の基盤学習内容があるためと考えられる。

理学療法士及び作業療法士法で、どちらか一方の資格を得ているものは他の資格の国家試験受験資格を得るのに学校養成施設での修業年限が 2 年に短縮されている唯一の養成課程であるが、この 2 つの資格の 2 資格登録者は 39 名と意外と少なく、理学療法士登録者の 0.017%、作業療法士登録者の 0.033%となっている。理学療法と作業療法は同じ時期に日本に紹介され、もともと理学療法士は、機能訓練士、作業療法士は職能訓練士として紹介され、その後、両職域とも急速な職域拡大、医療ニーズの拡大、例えば理学療法での呼吸器リハビリテーションなどが生じ、専門性を深める方向で職域が変化していったためと思われる。

E．結論

令和 6 年 8 月 21 日時点で、衛生検査技師登録者を除く、医療関係 8 職種登録者総数 803,608 名のうち、2 資格登録者は、5,265 名、資格登録者総数の 0.66%と少ない。しかしながら、医療関係 8 職種の法制定の歴史を振り返ると、医療の進歩、医療ニーズの急速な変化により、法の整備が行われてきた。これからの医療の変化は想像を絶するスピードで起こるであろう。人生 100 年時代となり、20 代で獲得した医療職のみで、その医療者が一生を過ごしていくことができなくなるかもしれない。実際、医師の働き方改革で、医療職者へのタスク・シフトが行われ、学校養成所（施設）での教育内容も変化し、現に免許を保有している人たちには研修を受けることが求められている。医療職が果たすべき役割、職域は変化の中にある。さらに少子高齢化という現象の中で、地域で求められる医療の内容と、地域中核病院、そして急性期病院（特定機能病院を含む）での医療提供の内容も多様化する。医療提供の場での医療提供の多様化は、そこで働く医療関連 8 職種の人たちにも変化を要求することになるだろう。急性期大規模病院では医療職は更なる専門性を求められ、地域で少人数の医療関係者で患者診療・患者支援を行う「場」では、医療職者は自分の職種以外に関連する隣接領域の技術を用い、患者ケアを行う必要性も出てくるであろう。

また、人生 100 年時代ということで、1 人の医療職者が自分の能力開発の一つの方法として、関連他職種について学び、資格を得て、新しい形の患者ケ

アの提供を行おうとする者も出てくるであろう。

その時、今まで学んで、経験を積んできた学修を適正に認定し、効率的なリカレント教育で、修業年限を短縮し学ぶ教育環境の整備が必要になる。そのために、Competency-based、Taime-variable （CBTV）という概念の理解と、すでにもっている資質・能力（Competency）を既習科目として認知し、2 つ目の資格を短時間で学びことのできる、学修環境を検討するために、複数資格獲得の環境整備に関する更なる調査研究を行う必要がある。

今回の調査では、予備的に特定機能病院を含む急性期病院の管理職経験者（医師、看護師、理学療法士）に聞き取りを行ったが、急性期の大規模病院では、医療職への期待は専門性にあり、複数資格取得にはなかった。これは学校養成所（施設）へのアンケートでも、急性期病院での医療職の専門性重視と共通していた。今回は地域医療での医療者への聞き取りは行えなかった。医療職者の複数資格取得に関しては、今後、地域医療の現場での聞き取り調査が必要になると思われる。

Ｆ．健康危険情報

なし

Ｇ．研究発表

なし

Ｈ．知的財産の出願・登録状況（予定を含む）

なし

資料１．医療８職種の養成課程における共通授業科目の実態把握に関するアンケート調査 調査票

Ⅰ.はじめに

１．回答方法

本調査票では、複数の養成課程に関する設問が含まれておりますので、該当される養成課程の設問にご回答ください。

複数職種の養成課程、同一職種でも修業年限の異なる養成課程を有する場合はそれぞれの養成課程についてご回答ください。なお、ご回答先のメールアドレスをお伺いしておりますが（Ⅱ．貴校について　問２）、いただいたメールアドレスは本調査に関する問い合わせ以外には使用いたしません。

２　実施体制及び問い合わせ先

（１）研究代表者

令和６年度厚生労働行政推進調査事業補助金　　「医療関係職種の養成課程における共通授業科目の実態把握等及び複数資格取得の有用性を検討するための研究」

研究代表者　　福島　統　（東京慈恵会医科大学　特命教授）

メールアドレス：fukushima@jikei.ac.jp

お問合せ内容　調査全般、調査票の内容について（お問い合わせの時は件名に「厚労科研調査について」とお書きください。）

（２）調査委託先

１）運営管理

有限責任監査法人トーマツ　リスクアドバイザリー事業本部

ヘルスケア

担当　〇〇　（メールアドレス　〇〇）

お問合せの内容：WEB 調査について

２）WEB 調査の実施について

株式会社クロスマーケティング

担当　〇〇（メールアドレス　〇〇）

Ⅱ.貴校についてお伺いします。

問１　貴校の名称をお答えください

（　　）

問２　ご回答先に関するメールアドレスをお答えください。

（　　）

問３　貴校が有する養成課程についてご回答ください

（複数該当する場合、複数を選択ください）

１．診療放射線技師、
２．臨床検査技師、
３．理学療法士、
４．作業療法士、
５．視能訓練士
６．臨床工学技士、
７．義肢装具士
８．言語聴覚士

Ⅲ. 診療放射線技師学校養成所にお伺いします

問１　貴校の形態
　１．大学
　２．専門学校
　３．その他（具体的に：　　）

問２　貴校の修業年限
　１．３年
　２．４年

問３　貴校の開講形態
　１．昼間
　２．夜間
　３．昼夜開講制

問４　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？
　１．臨床検査技師　　（○人）
　２．理学療法士　　（○人）
　３．作業療法士　　（○人）
　４．視能訓練士　　（○人）
　５．臨床工学技士　　（○人）
　６．義肢装具士　　（○人）
　７．言語聴覚士　　（○人）

問５　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？
　１．臨床検査技師　　（○人）
　２．理学療法士　　（○人）
　３．作業療法士　　（○人）
　４．視能訓練士　　（○人）
　５．臨床工学技士　　（○人）
　６．義肢装具士　　（○人）

７．言語聴覚士　　（〇人）

問６　問４および問５で　1～7 で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？

１．既習科目の受講免除を行った（行っている）。
２．既習科目の受講免除は行わなかった。

問７　問６で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください（参考に、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）」を例示しました）

１．臨床検査技師：　　（例）科目名：単位数
２．理学療法士
３．作業療法士
４．視能訓練士
５．臨床工学技士
６．義肢装具士
７．言語聴覚士

問８　問６で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由

１．科目内容が診療放射線技師学校養成所として適合していなかったから
２．学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから
３．その他（もしよければ理由をお書きください）

問９　貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？

１．整備している。（具体的に：　　）
２．今後整備予定
３．整備していない。

問 10　診療放射線技師学校養成所として、学生が医療 8 種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？

１．利点があると思う。（その理由：）
２．どちらかというと利点を感じない。

問 11　大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？

１．　編入学を受け入れた。（何年次に？　編入学を認めた理由）
２．　編入学はなかった。

問 12　回答いただいた方のお立場を選択してください。
１．教員（管理者）
２．教員（管理者ではない）
３．事務職（管理者）
４．事務職（管理者ではない）
５．経営者
６．その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）

その他自由記載

参考資料：既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目
診療放射線技師養成課程

修業年限は「3 年以上」
3 年以下になる場合はない。

教育の内容（診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一）
基礎分野：　科学的思考の基盤、人間と生活　　**14 単位**
専門基礎分野：　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち　　**13 単位**
保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術　　**18 単位**
専門分野：(省略)

既習科目免除規程

学校教育法に基づく大学や、看護師養成所、歯科衛生士養成所、**臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所**、救急救命士養成所、**言語聴覚士養成所**において既に履修した科目については免除することができる。

国家試験出題基準（専門基礎分野）
基礎医学大要（出題割合：15%）：　専門基礎分野Ⅰ．人体の構造と機能及び疾患の成り立ち（構造と機能、臨床医学の基礎、社会と医療）
理工学・放射線科学（18%）：　専門基礎分野Ⅱ．保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術（放射線生物学、放射線物理学、医用工学、放射線計測学）
核医学診療技術（10%）：　専門基礎分野Ⅱ．保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術（放射化学）

Ⅰ．人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
　１．構造と機能　（大項目）
　　１．人体の構造と機能の基礎
　　２．細胞と組織

３．生体の防御機構と免疫
４．運動器
５．呼吸器、胸郭、胸壁、胸膜、乳房
６．心臓、脈管
７．消化器、腹壁、腹膜
８．血液・造血器・リンパ系
９．泌尿器、生殖器
１０．　神経
１１．　内分泌、代謝、栄養
１２．　皮膚、感覚器
１３．　妊娠、成長、発達

２．臨床医学の基礎
１．病態の基礎（炎症、感染、アレルギー・免疫異常、腫瘍、循環障害、外傷、中毒）
２．疾病と障害の基礎
３．造影剤および放射性医薬品投与に係る構造と機能（投与経路、排泄経路）
４．治療（内科的治療、外科的治療、放射線治療、IVR、緩和治療）

３．社会と医療
１．診療放射線技師の役割と義務
２．健康と公衆衛生
３．感染症とその予防
４．生活習慣病、疾病予防
５．保健（高齢者保健、精神保健、産業保健）

Ⅱ．保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術

１．放射線生物学　（大項目）
１．放射線の細胞に対する作用
２．放射線の人体への影響
３．放射線の生物学的効果と放射線治療

２．放射線物理学
１．放射線の基礎
２．原資と原子核
３．放射線の発生
４．物質との相互作用
５．医用物理

３．医用工学

１．電磁気学の基礎
２．電気工学の基礎
３．電子工学の基礎
４．医用電気機器の安全

４．放射線計測学
１．放射線測定の基礎
２．放射線測定の理論
３．放射線計測装置
４．放射線計測技術

５．放射化学
１．元素
２．放射性核種の構造
３．放射化学分離
４．放射性標識化合物
５．放射性核種の科学的利用

既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）

１）**教養科目**（科学的思考の基盤、人間と生活）：　基礎分野として最大 14 単位

２）**解剖学・生理学・病理学・一般臨床医学・衛生・公衆衛生学**：　専門基礎分野「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」として最大 13 単位

注：専門基礎分野「保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術　18 単位」は内容的に、放射線生物学、放射線物理学、医用工学、放射線計測学、放射化学であるため、履修免除の可能性は低い。

Ⅳ 臨床検査技師学校養成所にお伺いします

問１　貴校の形態
　１．大学
　２．専門学校
　３．その他（具体的に：　　）

問２　貴校の修業年限
　１．３年
　２．４年

問３　貴校の開講形態
　１．昼間
　２．夜間
　３．昼夜開講制

問４　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？
　１．　診療放射線技師　　（○人）
　２．　理学療法士　　（○人）
　３．　作業療法士　　（○人）
　４．　視能訓練士　　（○人）
　５．　臨床工学技士　　（○人）
　６．　義肢装具士　　（○人）
　７．　言語聴覚士　　（○人）

問５　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？
　１．　診療放射線技師　　（○人）
　２．　理学療法士　　（○人）
　３．　作業療法士　　（○人）
　４．　視能訓練士　　（○人）
　５．　臨床工学技士　　（○人）
　６．　義肢装具士　　（○人）

７．　言語聴覚士　　（〇人）

問６　問４及び問５で　1～7 で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？

１．　既習科目の受講免除を行った（行っている。）
２．　既習科目の受講免除は行わなかった。

問７　問６で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。（参考に、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）」を例示しました）

１．　診療放射線技師　　：（例）科目名：単位数
２．　理学療法士
３．　作業療法士
４．　視能訓練士
５．　臨床工学技士
６．　義肢装具士
７．　言語聴覚士

問８　問６で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由

１．科目内容が臨床検査技師学校養成所として適合していなかったから
２．学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから
３．その他（もしよければ理由をお書きください）

問９　貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？

１．整備している。（具体的に：　　）
２．今後整備予定
３．整備していない。

問 10　臨床検査技師学校養成所として、学生が医療 8 種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？

１．利点があると思う。（その理由：）
２．どちらかというと利点を感じない。

問 11　大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？

１．　　編入学を受け入れた。（何年次に？　編入学を認めた理由）
２．　　編入学はなかった。

問 12　回答いただいた方のお立場を選択してください。
１．教員（管理者）
２．教員（管理者ではない）
３．事務職（管理者）
４．事務職（管理者ではない）
５．経営者
６．その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）

その他自由記載

参考資料：既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目
臨床検査技師

修業年限は「3 年以上」
3 年以下になる場合はない。

教育の内容（臨床検査技師学校養成所指定規則別表第一）
基礎分野：　科学的思考の基盤、人間と生活・社会の理解　　**14 単位**
専門基礎分野：　人体の構造と機能　**8 単位**
臨床検査の基礎とその疾病との関連　**5 単位**
保健医療福祉と臨床検査　**4 単位**
医療工学及び医療情報　**4 単位**
専門分野：(省略)

既習科目免除規程

学教教育法に基づく大学や、看護師養成所、歯科衛生士養成所、**診療放射線技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所**、救急救命士養成所、**言語聴覚士養成所**において既に履修した科目については免除することができる。

国家試験出題基準（専門基礎分野）
人体の構造と機能（臨床生理学・臨床化学・病理組織細胞学・臨床血液学）
臨床検査の基礎と疾病との関連（病理組織細胞学・臨床微生物学）
保健医療福祉と臨床検査（公衆衛生学）
医療工学・医療情報（医用工学概論）
臨床病態学　大項目
1　医学概論（患者と病気、救急医療、在宅医療、臨床薬理学、臨床栄養学)
3　循環器疾患（心不全、不整脈、先天性心疾患、弁膜疾患、虚血性心疾患、心膜疾患、心筋疾患、血圧異常、脈管疾患）
4　呼吸器疾患（感染性呼吸器疾患、気道閉鎖性疾患、アレルギー性肺疾患、間質性肺疾患、主要性肺疾患、肺血管性病変、胸膜疾患、呼吸不全、その他）
5　消化管疾患（炎症性疾患、消化性潰瘍、腸閉塞、過敏性腸症候群、悪性腫瘍）

６　肝・胆・膵疾患（肝疾患、胆道疾患、膵疾患）
７　感染症（細菌感染症、ウィルス感染症、リケッチア感染症、クラミジア感染症、スピロヘータ感染症、心筋感染症、原虫感染症）
８　血液・造血器疾患（貧血、急性白血病、骨髄増殖性腫瘍、骨髄異形成症候群、成熟Ｂ細胞腫瘍、成熟 T/NK 細胞腫瘍、Hodgkin リンパ腫、骨髄腫および類縁疾患、血小板減少症、先天性出血疾患、その他）
９　内分泌疾患（下垂体疾患、甲状腺疾患、副甲状腺疾患、副腎疾患、多発性内分泌腫瘍）
10　腎・尿路・男性生殖器疾患（糸球体腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、尿細管・間質性疾患、腎・尿路結石、尿路感染症、腫瘍）
11　女性生殖器疾患（子宮疾患、卵巣疾患、異所性妊娠）
12　神経・運動器疾患（脳血管疾患、感染症、てんかん、腫瘍、変性・脱髄疾患、筋疾患、骨疾患、認知症）
13　アレルギー性疾患・膠原病・免疫病（アレルギー性疾患、膠原病および類縁疾患、免疫不全、その他）
14　代謝・栄養障害（先天性代謝疾患、糖代謝異常、脂質代謝異常、蛋白代謝異常、尿酸代謝異常、ビタミン代謝異常、鉄代謝異常、生活習慣病・肥満症）
15　中毒（自然毒、有害物中毒、薬物中毒）
16　染色体・遺伝子異常症（常染色体異常症、性染色体異常症、遺伝子異常症）
17　その他の疾患（眼疾患、耳鼻咽喉疾患、皮膚疾患、乳腺疾患）

人体の構造と機能、生理学的検査　大項目
２　循環器系検査の基礎（循環生理）
６　呼吸器系検査の基礎（呼吸生理）
８　神経系検査の基礎（神経、末梢神経、中枢神経）

人体の構造と機能、生化学的検査　大項目
１　生命のメカニズム（生命現象と生体構成成分、細胞の構造と働き、生体エネルギー）

人体の構造と機能、臨床検査の基礎と疾病との関連　大項目
１　解剖学総論（発生の概要、細胞と組織、人体解剖の概要）
２　病理学総論（病因、遺伝子・染色体異常と発生発達異常、組織細胞障害とその修復機能、代謝異常、循環障害、炎症、免疫異常、腫瘍、感染症、
３　解剖学・病理学各論（循環器系、呼吸器系、消化器系、造血器・免疫系、内分泌系、腎・尿路系、生殖器系、神経・運動器系、感覚器系、

皮膚及び付属器、乳腺）

人体の構造と機能、血液学的検査　大項目

1　血液の基礎（血液の成分、血液の性状、血液の機能、血球の産生）
2　血球（赤血球、白血球、血小板）
3　止血機構（血栓の形成、血管・血管内皮下組織、血小板とＶＷＦ）
4　凝固・線溶系（凝固、線溶）

保健医療福祉と臨床検査　大項目

1　医学・医療の基本（医の倫理、患者の権利、医学研究の倫理）
2　公衆衛生の概念（健康の概念、予防医学、疾病・障害の概念）
3　人口統計と保健統計（人口静態統計、人口動態統計、疾病・障害統計）
4　疫学（疫学の概念、疫学指標、疫学研究）
5　環境保健（地球環境、　a　地球温暖化、生活環境、生物環境、物理環境、化学環境、環境リスク評価、環境検査法）
6　健康保持増進（食品安全および食品衛生、母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健、精神保健、産業保健）
7　衛生行政（地域保健・地域医療、社会保険、社会福祉）
8　国際保健（国際機関、世界の状況）
9　関係法規（臨床検査技師等に関する法律、医事法規、薬事法規、保健衛生法規、感染症法規、環境衛生法規、労働衛生法規、社会保障・福祉関連法規）

（注：　臨床検査技師等に関する法律）

第 15 条第１項第２号（受験資格）　学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他検体検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、政令で定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）

1）**教養科目**（科学的思考の基盤、人間と生活・社会の理解）：　基礎分野として最大 14 単位
2）**解剖学・生理学・病理学**：　専門基礎分野「人体の構造と機能」として最大 8 単位
3）**医学概論・一般臨床医学**：　専門基礎分野「臨床検査の基礎とその疾病と

の関連」として最大５単位

４）**衛生・公衆衛生学・関係法規**：　専門基礎分野「保健医療福祉と臨床検査」として最大４単位

注：専門基礎分野「医療工学及び医療情報　４単位」は、履修免除の可能性は低い。

Ⅴ　理学療法士学校養成施設にお伺いします

問１　貴校の形態
　１．大学
　２．専門学校
　３．その他（具体的に：　　）

問２　貴校の修業年限
　１．２年
　２．３年
　３．４年

問３　貴校の開講形態
　１．昼間
　２．夜間
　３．昼夜開講制

問４　過去５年間に作業療法士の資格を有する人が入学しましたか？
　１．作業療法士が入学した。（○人）
　２．していない。

問５　問４で入学した学生の貴校における修業年限は何年でしたか？
　１．２年
　２．３年
　３．４年

問６　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？
　１．診療放射線技師　（○人）
　２．臨床検査技師　（○人）
　３．視能訓練士　（○人）
　４．臨床工学技士　（○人）
　５．義肢装具士　（○人）
　６．言語聴覚士　（○人）

問７　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？

１．診療放射線技師　（○人）
２．臨床検査技師　（○人）
３．作業療法士　（○人）
４．視能訓練士　（○人）
５．臨床工学技士　（○人）
６．義肢装具士　（○人）
７．言語聴覚士　（○人）

問８　問６及び問７で　1～7 で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？

１．既習科目の受講免除を行った（行っている)。
２．既習科目の受講免除は行わなかった。

問９　問８で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。(参考に、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例)」を例示しました)

１．診療放射線技師：　（例）科目名：単位数
２．臨床検査技師
３．作業療法士
４．視能訓練士
５．臨床工学技士
６．義肢装具士
７．言語聴覚士

問 10　問８で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由

１．科目内容が、理学療法士学校養成施設として適合していなかったから
２．学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから
３．その他（もしよければ理由をお書きください)

問 11　貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？

１．整備している。(具体的に：　　）

２．今後整備予定
３．整備していない。

問 12　理学療法士学校養成施設として、学生が医療 8 種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？
１．利点があると思う。（その理由：）
２．どちらかというと利点を感じない。

問 13　大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？
１．　編入学を受け入れた。（何年次に？　編入学を認めた理由）
２．　編入学はなかった。

問 14　回答いただいた方のお立場を選択してください。
１．教員（管理者）
２．教員（管理者ではない）
３．事務職（管理者）
４．事務職（管理者ではない）
５．経営者
６．その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）

その他自由記載

参考資料：既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目
理学療法士・作業療法士

入学資格（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第２条第１項第１号）

学教教育法第 90 条第１項に規定する者

〇学校教育法（抄）

第 90 条　大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

２（略）

修業年限

〇理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

第２条　法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一（略）

二　修業年限は、三年以上であること。

三～十二（略）

２（略）

修業年限が 3 年未満になる場合

〇理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

第２条　（略）

２　法第十一条第二号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　**作業療法士**その他法第十一条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二　修業年限は、二年以上であること。

三　教育の内容は、別表第一の二に定めるもの以上であること

四、五（略）

〇理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

第３条　（略）

２　法第十二条第二号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　理学療法士その他法第十二条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二　教育の内容は、別表第二の二に定めるもの以上であること。

三、四（略）

（注：　理学療法士及び作業療法士法の第 11 条（理学療法士国家試験の受験資格）第２号に「作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの」とあり、第 12 条（作業療法士国家試験の受験資格）第２号に「理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの」と明記されている。）

（注：　理学療法士の資格を有する者、作業療法士の資格を有する者は、修業年限を 2 年間以上として指定を受けた理学療法士養成施設では専門科目 96 単位、作業療法士養成施設では専門科目 96 単位を修得すれば国家試験受験資格を得られる。）

教育の内容

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

第２条　（略）

一、二（略）

三　教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四～十二（略）

２　（略）

基礎分野：　科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解　**14 単位**

専門基礎分野：　人体の構造と機能及び心身の発達　**12 単位**

疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。）　**14 単位**

保健医療福祉とリハビリテーションの理念（自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。）　**4 単位**

専門分野：（省略）

既習科目免除規程（指定規則）

別表第一（第二条関係）　備考
二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは**作業療法士養成施設**若しくは保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは**診療放射線技師養成所**、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは**臨床検査技師養成所**、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは**視能訓練士養成所**、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは**臨床工学技士養成所**、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは**義肢装具士養成所**、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは**言語聴覚士養成所**（以下「看護師等の養成施設」という。）において既に履修した科目については、免除することができる。

（注：　学校教育法に基づく大学や、医療 8 職種の養成所での既習科目を免除することができる。ただし、有資格者であっても、資格を得たときの指定規則での教育内容と現在の指定規則では異なるので、資格を得た時期、養成所を卒業した時期での卒業証明書（履修証明書）で、既習科目を選び出す必要がある。）

国家試験出題基準での試験科目とその内容（専門基礎分野）

人体の構造と機能及び心身の発達：　解剖学・生理学・運動学・
臨床医学大要・臨床心理学

大項目

1　解剖学（総論、骨格系、謹啓、神経系、脈管系、内蔵諸器官、感覚器、体表解剖、応用解剖、組織）
2　生理学（総論、筋、神経、感覚・認知、言語・発声、運動、自律神経、呼吸、循環、血液・免疫、咀嚼・嚥下・消化・吸収、腎・排泄、排便、内分泌・代謝・栄養、他院調節、生殖、老化）
3　運動学（総論、四肢と体幹の運動、動作開析、姿勢、歩行、運動制御と運動学習）
4　人間発達学（総論、各期における発達）

疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進：　病理学・臨床医学大要・リハビリテーション医学・・臨床心理学

大項目
1　医学概論（科学的思考の基礎、人間と生活、社会の理解）
2　病理学概論（病因論、病理学的変化、生体反応）
3　臨床医学総論（疾病の診断、薬物療法、外科的治療、栄養管理、救急救命医療、疾病の予防）
4　リハビリテーション医学（総論、健康と生活機能の評価、機能障害の評価とリハビリテーション、活動制限の評価と都はビリテーション、参加制約の評価とリハビリテーション、リハビリテーション計画、リハビリテーション治療、廃用症候群）
5　臨床心理学（基礎理論、発達心理および臨床心理、臨床心理検査法、心理療法およびカウンセリング）
6　精神障害と臨床医学（疫学・予後、病因・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
7　骨関節障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
8　慢性疼痛と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
9　中枢神経の障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
10　末梢神経・筋の障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
11　小児の障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
12　内部障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）

13　がん関連障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
14　老年期障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
15　その他の障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）

保健医療福祉とリハビリテーションの理念：　臨床医学大要・臨床心理学・リハビリテーション医学

大項目
1　保健医療福祉（総論、保健、医療・福祉制度、関連法規）
2　リハビリテーション概論（理念、疾病・生活機能の概念と分類、患者・障害者の心理・社会的側面、リハビリテーション医療、リハビリテーションの諸相、地域包括ケアシステム）

平成 11 年以前の指定規則での授業科目と授業時間数（除く専門分野）

（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10803000-Iseikyoku-Ijika/0000197496.pdf から）

講義＋実習実技：　人文科学（90）、社会科学（60）、自然科学（90）、保健体育（15＋実習 45）、外国語（60）、
→　科学的思考の基盤、人間と生活（14 単位）

解剖学（75＋実習 90）、生理学（75＋実習 45）、運動学（45＋実習 45）、人間発達学（30）、臨床心理学（30）
→　人体の構造と機能及び心身の発達（12 単位）

病理学概論（30）、一般臨床医学（30）、内科学（60）整形外科学（60）、神経内科学（60）、精神医学（45）、小児科学（30）、
→　疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（12 単位）

リハビリテーション概論（30）、リハビリテーション医学（30）、
→　保健医療福祉とリハビリテーションの理念（2 単位）

（注：衛生・公衆衛生学が科目として記載されていない。）

既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）

（他の医療職の養成所・養成施設で既習した学生が入学してきた場合の免除可能な科目候補と単位数）

１）教養科目（科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解）：　基礎分野として最大 14 単位

２）解剖学・生理学・運動学・人間発達学・臨床心理学：専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」として最大 12 単位

３）医学概論・病理学・一般臨床医学・精神医学・小児科・整形外科学・リハビリテーション医学：専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。）」として最大 14 単位

４）衛生・公衆衛生学・関係法規：　専門基礎分野「保健医療福祉とリハビリテーションの理念（自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。）」として最大 4 単位

Ⅵ 作業療法士学校養成施設にお伺いします

問１　貴校の形態
　１．大学
　２．専門学校
　３．その他（具体的に：　　）

問２　貴校の修業年限
　１．２年
　２．３年
　３．４年

問３　貴校の開講形態
　１．昼間
　２．夜間
　３．昼夜開講制

問４　過去５年間に理学療法士の資格を有する人が入学しましたか？
　１．理学療法士が入学した。（○人）
　２．していない。

問５　問４で入学した学生の貴校における修業年限は何年でしたか？
　１．２年
　２．３年
　３．４年

問６　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？
　１．診療放射線技師　（○人）
　２．臨床検査技師　（○人）
　３．視能訓練士　（○人）
　４．臨床工学技士　（○人）
　５．義肢装具士　（○人）
　６．言語聴覚士　（○人）

問７　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？

１．　診療放射線技師　（○人）
２．　臨床検査技師　（○人）
３．　理学療法士　（○人）
４．　視能訓練士　（○人）
５．　臨床工学技士　（○人）
６．　義肢装具士　（○人）
７．　言語聴覚士　（○人）

問８　問６及び問７で　1～７で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？

１．既習科目の受講免除を行った（行っている）。
２．既習科目の受講免除は行わなかった。

問９　問８で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。（参考に、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）」を例示しました）

１．診療放射線技師：　（例）科目名：単位数
２．臨床検査技師
３．理学療法士
４．視能訓練士
５．臨床工学技士
６．義肢装具士
７．言語聴覚士

問 10　問８で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由

１．科目内容が、作業療法士学校養成施設として適合していなかったから
２．学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから
３．その他（もしよければ理由をお書きください）

問 11　貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？

１．整備している。（具体的に：　　）
２．今後整備予定

３．整備していない。

問 12　作業療法士学校養成施設として、学生が医療 8 種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？
１．利点があると思う。（その理由：）
２．どちらかというと利点を感じない。

問 13　大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？
１．　編入学を受け入れた。（何年次に？　編入学を認めた理由）
２．　編入学はなかった。

問 14　回答いただいた方のお立場を選択してください。
１．教員（管理者）
２．教員（管理者ではない）
３．事務職（管理者）
４．事務職（管理者ではない）
５．経営者
６．その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）

その他自由記載

参考資料：既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目
理学療法士・作業療法士

入学資格（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第２条第１項第１号）

学教教育法第 90 条第１項に規定する者

〇学校教育法（抄）

第 90 条　大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

２（略）

修業年限

〇理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

第２条　法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一（略）

二　修業年限は、三年以上であること。

三～十二（略）

２（略）

修業年限が 3 年未満になる場合

〇理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

第２条　（略）

２　法第十一条第二号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　作業療法士その他法第十一条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二　修業年限は、二年以上であること。

三　教育の内容は、別表第一の二に定めるもの以上であること

四、五（略）

〇理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

第３条　（略）

２　法第十二条第二号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　**理学療法士**その他法第十二条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二　教育の内容は、別表第二の二に定めるもの以上であること。

三、四（略）

（注：　理学療法士及び作業療法士法の第 11 条（理学療法士国家試験の受験資格）第２号に「作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの」とあり、第 12 条（作業療法士国家試験の受験資格）第２号に「理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの」と明記されている。）

（注：　理学療法士の資格を有する者、作業療法士の資格を有する者は、修業年限を 2 年間以上として指定を受けた理学療法士養成施設では専門科目 96 単位、作業療法士養成施設では専門科目 96 単位を修得すれば国家試験受験資格を得られる。）

教育の内容

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

第２条　（略）

一、二（略）

三　教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四～十二（略）

２　（略）

基礎分野：　科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解　**14 単位**

専門基礎分野：　人体の構造と機能及び心身の発達　**12 単位**

疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。）　**14 単位**

保健医療福祉とリハビリテーションの理念（自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。）　**4 単位**

専門分野：（省略）

既習科目免除規程（指定規則）

別表第一（第二条関係）　備考
二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは作業療法士養成施設若しくは保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所（以下「看護師等の養成施設」という。）において既に履修した科目については、免除することができる。

（注：　学校教育法に基づく大学や、医療 8 職種の養成所での既習科目を免除することができる。ただし、有資格者であっても、資格を得たときの指定規則での教育内容と現在の指定規則では異なるので、資格を得た時期、養成所を卒業した時期での卒業証明書（履修証明書）で、既習科目を選び出す必要がある。）

国家試験出題基準での試験科目とその内容（専門基礎分野）

人体の構造と機能及び心身の発達：　解剖学・生理学・運動学・
臨床医学大要・臨床心理学

大項目

1　解剖学（総論、骨格系、謹啓、神経系、脈管系、内蔵諸器官、感覚器、体表解剖、応用解剖、組織）
2　生理学（総論、筋、神経、感覚・認知、言語・発声、運動、自律神経、呼吸、循環、血液・免疫、咀嚼・嚥下・消化・吸収、腎・排泄、排便、内分泌・代謝・栄養、他院調節、生殖、老化）
3　運動学（総論、四肢と体幹の運動、動作開析、姿勢、歩行、運動制御と運動学習）
4　人間発達学（総論、各期における発達）

疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進：　病理学・臨床医学大要・リハビリテーション医学・・臨床心理学

大項目
1　医学概論（科学的思考の基礎、人間と生活、社会の理解）
2　病理学概論（病因論、病理学的変化、生体反応）
3　臨床医学総論（疾病の診断、薬物療法、外科的治療、栄養管理、救急救命医療、疾病の予防）
4　リハビリテーション医学（総論、健康と生活機能の評価、機能障害の評価とリハビリテーション、活動制限の評価と都はビリテーション、参加制約の評価とリハビリテーション、リハビリテーション計画、リハビリテーション治療、廃用症候群）
5　臨床心理学（基礎理論、発達心理および臨床心理、臨床心理検査法、心理療法およびカウンセリング）
6　精神障害と臨床医学（疫学・予後、病因・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
7　骨関節障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
8　慢性疼痛と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
9　中枢神経の障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
10　末梢神経・筋の障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
11　小児の障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
12　内部障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）

13　がん関連障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
14　老年期障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）
15　その他の障害と臨床医学（疫学・予後、病理・症候、評価・検査・診断、リハビリテーション治療、栄養・薬剤・その他の治療）

保健医療福祉とリハビリテーションの理念：　臨床医学大要・臨床心理学・リハビリテーション医学

大項目
1　保健医療福祉（総論、保健、医療・福祉制度、関連法規）
2　リハビリテーション概論（理念、疾病・生活機能の概念と分類、患者・障害者の心理・社会的側面、リハビリテーション医療、リハビリテーションの諸相、地域包括ケアシステム）

平成 11 年以前の指定規則での授業科目と授業時間数（除く専門分野）

（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10803000-Iseikyoku-Ijika/0000197496.pdf から）

講義＋実習実技：　人文科学（90）、社会科学（60）、自然科学（90）、保健体育（15＋実習 45）、外国語（60）、
→　科学的思考の基盤、人間と生活（14 単位）

解剖学（75＋実習 90）、生理学（75＋実習 45）、運動学（45＋実習 45）、人間発達学（30）、臨床心理学（30）
→　人体の構造と機能及び心身の発達（12 単位）

病理学概論（30）、一般臨床医学（30）、内科学（60）整形外科学（60）、神経内科学（60）、精神医学（45）、小児科学（30）、
→　疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（12 単位）

リハビリテーション概論（30）、リハビリテーション医学（30）、
→　保健医療福祉とリハビリテーションの理念（2 単位）

（注：衛生・公衆衛生学が科目として記載されていない。）

既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）

（他の医療職の養成所・養成施設で既習した学生が入学してきた場合の免除可能な科目候補と単位数）

１）教養科目（科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解）：　基礎分野として最大 14 単位

２）解剖学・生理学・運動学・人間発達学・臨床心理学：専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」として最大 12 単位

３）医学概論・病理学・一般臨床医学・精神医学・小児科・整形外科学・リハビリテーション医学：専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。）」として最大 14 単位

４）衛生・公衆衛生学・関係法規：　専門基礎分野「保健医療福祉とリハビリテーションの理念（自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。）」として最大 4 単位

Ⅶ 視能訓練士学校養成所にお伺います

※ 問２で修業年限課程を有する場合は、それぞれの修業年限課程毎に御回答ください。

問１　貴校の形態
　１．大学
　２．専門学校
　３．その他（具体的に：　　）

問２　貴校の修業年限（選んだ選択肢ごとに、問３以下の設問にお答えください。）
　１．１年
　２．２年
　３．３年
　４．４年

問３　貴校の開講形態
　１．昼間
　２．夜間
　３．昼夜開講制

問４　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？
１．診療放射線技師　　（○人）
２．臨床検査技師　　（○人）
３．理学療法士　　（○人）
４．作業療法士　　（○人）
５．臨床工学技士　　（○人）
６．義肢装具士　　（○人）
７．言語聴覚士　　（○人）

問５　過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？
　１．診療放射線技師　　（○人）

２．臨床検査技師　　（○人）
３．理学療法士　　（○人）
４．作業療法士　　（○人）
５．臨床工学技士　　（○人）
６．義肢装具士　　（○人）
７．言語聴覚士　　（○人）

問６　問４及び問５　1～7 で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？
１．既習科目の受講免除を行った（行っている）。
２．既習科目の受講免除は行わなかった。

問７　問６で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。(参考に、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例)」を例示しました)
１．臨床放射線技師　　：(例）科目名：単位数
２．臨床検査技師
３．理学療法士
４．作業療法士
５．臨床工学技士
６．義肢装具士
７．言語聴覚士

問８　問６で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由
１．科目内容が視能訓練士学校養成所として適合していなかったから
２．学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから
３．その他（もしよければ理由をお書きください）

問９　貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？
１．整備している。(具体的に：　　）
２．今後整備予定
３．整備していない。

問 10　視能訓練士学校養成所として、学生が医療 8 種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？

１．利点があると思う。（その理由：）
２．どちらかというと利点を感じない。

問 11　大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？
１．　　編入学を受け入れた。（何年次に？　編入学を認めた理由）
２．　　編入学はなかった。

問 12　回答いただいた方のお立場を選択してください。
１．教員（管理者）
２．教員（管理者ではない）
３．事務職（管理者）
４．事務職（管理者ではない）
５．経営者
６．その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）

その他自由記載

参考資料：既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目
視能訓練士

修業年限
3 年以上。

修業年限が 3 年以下になる場合

「学校教育法に基づく大学、指定保育士養成施設または看護師養成所において二年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、一年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの」の修業年限は 1 年以上となる。

教育の内容（視能訓練士学校養成所指定規則別表第一）
基礎分野：　科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解　　**14 単位**
専門基礎分野：人体の構造と機能及び心身の発達　　**8 単位**
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進　　**9 単位**
視覚機能の基礎と検査機器　　**8 単位**
保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念　**7 単位**
専門分野：（省略）

既習科目免除規程

学校教育法に基づく大学や、看護師養成所、歯科衛生士養成所、**診療放射線技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所**、救急救命士養成所、**言語聴覚士養成所**において既に履修した科目については免除することができる。

国家試験出題基準（専門基礎分野）
人体の構造と機能及び心身の発達（大項目）
① 生殖・発生の概要
② 個体の構造
③ 遺伝
④ 血液、造血器
⑤ 免疫機構
⑥ 運動器

⑦ 呼吸器
⑧ 心臓、血管
⑨ 消化器
⑩ 内分泌
⑪ 腎、泌尿器、生殖器
⑫ 脳・神経
⑬ 感覚器
⑭ 心身の成長・発達・加齢

疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進（大項目）

① 健康、疾病、傷害の概念
② 病態の基礎
③ 疾患の診断と治療
④ 眼病理
⑤ 免疫
⑥ 遺伝

視覚機能の基礎と検査機器（大項目）

① 視覚情報処理過程の概要
② 生態と検査機器
③ 視能検査法と検査機器の基礎
④ 眼薬理学

保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念（大項目）

① 保健、医療、福祉、介護の推進
② 公衆衛生学
③ 視能障害のリハビリテーション
④ 視能訓練士の役割と義務

既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目

1）**教養科目**（科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解）：　基礎分野として最大 14 単位

2）**解剖学・生理学・人間発達学・臨床心理学**：　専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」として最大 8 単位

3）**医学概論・病理学・一般臨床医学**：　専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」として最大９単位

4）**衛生・公衆衛生学・関係法規・リハビリテーション医学**：　専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」として最大 7 単位（但し、視覚機能の基礎と検査機器、視能障害のリハビリテーションは

他の養成所・養成施設では履修していないと思われるため、最大 7 単位の免除は不可能である可能性が高い。）

Ⅷ　臨床工学技士学校養成所にお伺いします

※ 問２で修業年限課程を有する場合は、それぞれの修業年限課程毎に御回答ください。

問１　貴校の形態
　１．大学
　２．専門学校
　３．その他（具体的に：　　）

問２　貴校の修業年限（選んだ選択肢ごとに、問３以下の設問にお答えください。）
　１．１年
　２．２年
　３．３年
　４．４年

問３　貴校の開講形態
　１．昼間
　２．夜間
　３．昼夜開講制

問４　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？
１．診療放射線技師　　（○人）
２．臨床検査技師　　（○人）
３．理学療法士　　（○人）
４．作業療法士　　（○人）
５．視能訓練士　　（○人）
６．義肢装具士　　（○人）
７．言語聴覚士　　（○人）

問５　過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？
　１．診療放射線技師　　（○人）

２．臨床検査技師　　（○人）
３．理学療法士　　（○人）
４．作業療法士　　（○人）
５．視能訓練士　　（○人）
６．義肢装具士　　（○人）
７．言語聴覚士　　（○人）

問６　問４及び問５　1～7 で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？
１．既習科目の受講免除を行った（行っている）。
２．既習科目の受講免除は行わなかった。

問７　問６で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。（参考に、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）」を例示しました）
１．診療放射線技師　　：　（例）科目名：単位数
２．臨床検査技師
３．理学療法士
４．作業療法士
５．視能訓練士
６．義肢装具士
７．言語聴覚士

問８　問６で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由
１．科目内容が臨床工学技士学校養成所として適合していなかったから
２．学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから
３．その他（もしよければ理由をお書きください）

問９　貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？
１．整備している。（具体的に：　　）
２．今後整備予定
３．整備していない。

問 10　臨床工学技士学校養成所として、学生が医療 8 種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？

１．利点があると思う。（その理由：）
２．どちらかというと利点を感じない。

問 11　大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？
１．　編入学を受け入れた。（何年次に？　編入学を認めた理由）
２．　編入学はなかった。

問 12　回答いただいた方のお立場を選択してください。
１．教員（管理者）
２．教員（管理者ではない）
３．事務職（管理者）
４．事務職（管理者ではない）
５．経営者
６．その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）

その他自由記載

参考資料：既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目
臨床工学技士

修業年限
3 年以上。

修業年限が 3 年以下になる場合

修業年限 1 年以上：
学校教育法に基づく大学や、看護師養成所、**診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、義肢装具士養成所**、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発総合大学校において二年（高等専門学校にあつては、五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
（注： 教育内容は「専門基礎分野」「専門分野」（合計 87 単位：3 年制の教育内容から「基礎分野」14 単位を抜いたものと同じ）

修業年限 2 年以上：
学校教育法に基づく大学や、看護師養成所、**診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成所、作業療法士養成所、視能訓練士養成所、義肢装具士養成所**、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発総合大学校、高等学校の専攻科、防衛大学校、独立行政法人水産大学校、海上保安大学校、気象大学校において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
（注： 教育内容は「専門基礎分野」「専門分野」（合計 87 単位：3 年制の教育内容から「基礎分野」14 単位を抜いたものと同じ）

教育の内容（臨床工学技士学校養成所指定規則別表第一）
基礎分野： 科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解 **14 単位**
専門基礎分野：人体の構造及び機能 **6 単位**
臨床工学に必要な医学的基礎 **9 単位**
臨床工学に必要な理工学的基礎 **16 単位**
臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎 **7 単位**
専門分野：（省略）

既習科目免除規程

学校教育法に基づく大学や、看護師養成所、**診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成所、作業療法士養成所、視能訓練士養成所、義肢装具士養成所**、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発総合大学校、高等学校の専攻科、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校において既に履修した科目については免除することができる。
（注：言語聴覚士養成所が含まれていない。臨床工学技士法施行規則第十四条）

国家試験出題基準（専門基礎分野）

Ⅰ．医学概論
（１）臨床工学に必要な医学的基礎
　　1．医学概論
　　2．公衆衛生
　　3．関連法規
　　4．生化学の基礎
　　5．薬理学の基礎
　　6．病理学概論
（２）人体の構造及び機能
Ⅱ．医用電気電子工学
（１）電気工学：　電磁気学、電気回路、電力装置、
（２）電子工学：　電子回路、通信工学
（３）情報処理工学：　コンピュータ、ネットワークと情報セキュリティー、医療における情報技術、
（４）システム工学：　システム理論、システムと制御、
Ⅲ．医用機械工学
（１）医用機器工学：　力学の基礎、材料工学、流体力学、生体の流体現象、波動現象、熱現象、
Ⅳ．生体物性材料工学
（１）生体物性：　生体の電気的特性、生体の機械的特性、生体の磁気特性、生体と放射線、生体の熱特性、生体の光特性、生体における輸送現象、
（２）医用材料：　医用材料の条件、安全性試験、相互作用、医用材料の種類、材料化学、

（注：Ⅳの（２）の「相互作用」の内容は、(1)急性全身反応 (2)急性局所反応 (3)慢性全身反応 (4)慢性局所反応 (5)異物反応 (6)血液適合性であり、内容は病理学・免疫学である。）

参考

既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目

１）**教養科目**（科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解）：　基礎分野として最大 14 単位

２）**解剖学・生理学**：専門基礎分野「人体の構造及び機能」として最大 6 単位

３）**医学概論・病理学・生化学・薬理学・衛生・公衆衛生学・関係法規**：　専門基礎分野「臨床工学に必要な医学的基礎」として最大 9 単位

注：専門基礎分野「臨床工学に必要な理工学的基礎　16 単位」「臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎　7 単位」は専門性が高いため、履修免除は不可能である可能性が高い。

Ⅸ 義肢装具士学校養成所にお伺いします

※ 問２で修業年限課程を有する場合は、それぞれの修業年限課程毎に御回答ください。

問１　貴校の形態
　１．大学
　２．専門学校
　３．その他（具体的に：　　）

問２　貴校の修業年限（選んだ選択肢ごとに、問３以下の設問にお答えください。）
　１．１年
　２．２年
　３．３年
　４．４年

問３　貴校の開講形態
　１．昼間
　２．夜間
　３．昼夜開講制

問４　過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？
１．診療放射線技師　　（○人）
２．臨床検査技師　　（○人）
３．理学療法士　　（○人
４．作業療法士　　（○人）
５．視能訓練士　　（○人）
６．臨床工学技士　　（○人）
７．言語聴覚士　　（○人）

問５　過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？
　１．診療放射線技師　　（○人）

２．臨床検査技師　　（○人）
３．理学療法士　　（○人）
４．作業療法士　　（○人）
５．視能訓練士　　（○人）
６．臨床工学士　　（○人）
７．言語聴覚士　　（○人）

問６　問４及び問５　1～７で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？
１．既習科目の受講免除を行った（行っている）。
２．既習科目の受講免除は行わなかった。

問７　問６で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。（参考に、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）」を例示しました）
１．診療放射線技師　　：　（例）科目名：単位数
２．臨床検査技師
３．理学療法士
４．作業療法士
５．視能訓練士
６．臨床工学士
７．言語聴覚士

問８　問６で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由
１．科目内容が義肢装具士学校養成所として適合していなかったから
２．学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから
３．その他（もしよければ理由をお書きください）

問９　貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？
１．整備している。（具体的に：　　）
２．今後整備予定
３．整備していない。

問 10　義肢装具士学校養成所として、学生が医療 8 種職の中で、複数の資格を取得することに利点があると思いますか？

１．利点があると思う。（その理由：）
２．どちらかというと利点を感じない。

問 11　大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？
１．　編入学を受け入れた。（何年次に？　編入学を認めた理由）
２．　編入学はなかった。

問 12　回答いただいた方のお立場を選択してください。
１．教員（管理者）
２．教員（管理者ではない）
３．事務職（管理者）
４．事務職（管理者ではない）
５．経営者
６．その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）

その他自由記載

参考資料：既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目
義肢装具士

修業年限
3 年以上。

修業年限が 3 年以下になる場合

修業年限 2 年以上：　学校教育法に基づく大学や、指定保育士養成施設、看護師養成所、**診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所**、高等学校の専攻科、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発総合大学校において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
修業年限は、二年以上であること。
教育内容は、「専門基礎分野」「専門分野」合計 79 単位（3 年制では 86 単位）

修業年限 1 年以上：　「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下この条において「施行規則」という。）第六十一条第一項に規定する一級に合格した者」、「施行規則第六十一条第一項に規定する二級に合格した者のうち、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、前条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所又は職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号（第二号を除く。）に掲げる公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法の一部を改正する法律による改正前の職業能力開発促進法第十五条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる公共職業訓練施設を含む。）において六か月（高等専門学校にあつては、三年六か月）以上修業し、かつ、法第十四条第二号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、二級合格後、五年以上義肢装具の製作に従事した経験を有するもの」が入学した場合。
教育内容は、「専門基礎分野」21 単位、「専門分野」24 単位（合計 45 単位）

教育の内容（義肢装具士学校養成所指定規則別表第一）
基礎分野：　科学的思考の基盤、人間と生活　　**14 単位**
専門基礎分野：　人体の構造と機能及び心身の発達　**13 単位**
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進　**9 単位**
保健医療福祉とリハビリテーションの理念　**4 単位**
義肢装具領域における工学　**10 単位**

専門分野：(省略)

既習科目免除規程

学校教育法に基づく大学や、指定保育士養成施設、看護師養成所、**診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成所、作業療法士養成所、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所**、高等学校の専攻科、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発総合大学校において履修した科目。
（注：言語聴覚士養成所は含まれていない：義肢装具士法施行規則第 13 条）

国家試験出題基準（不明）

試験科目：　義肢装具士法施行規則

1. 臨床医学大要(臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。)
2. 義肢装具工学（図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学、リハビリテーション工学)
3. 義肢装具材料学(義肢装具材料力学を含む。)
4. 義肢装具生体力学
5. 1 義肢装具採型・採寸学
6. 義肢装具適合学

既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目

１）**教養科目**（科学的思考の基盤、人間と生活)：　基礎分野として最大 14 単位
２）**解剖学・生理学・運動学・人間発達学・臨床心理学**：　専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」として最大 13 単位
３）**医学概論・病理学・一般臨床医学・精神医学・小児科・整形外科学**：　専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」として最大 9 単位
４）**衛生・公衆衛生学・関係法規・リハビリテーション医学**：　専門基礎分野「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」として最大 4 単位

注：専門基礎分野「義肢装具領域における工学　10 単位」は専門性が高く、免除科目の可能性は低い。

X 言語聴覚士学校養成所にお伺いします

※ 問２で修業年限課程を有する場合は、それぞれの修業年限課程毎に御回答ください。

問１　貴校の形態
１．大学
２．専門学校
３．その他（具体的に：　　）

問２　貴校の修業年限（選んだ選択肢ごとに、問３以下の設問にお答えください。）
１．１年
２．２年
３．３年
４．４年

問３　貴校の開講形態
１．昼間
２．夜間
３．昼夜開講制

問４　過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？
１．診療放射線技師　　（〇人）
２．臨床検査技師　　（〇人）
３．理学療法士　　（〇人
４．作業療法士　　（〇人）
５．視能訓練士　　（〇人）
６．臨床工学技士　　（〇人）
７．義肢装具士　　（〇人）

問５　過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？
１．診療放射線技師　　（〇人）

２．臨床検査技師　　（○人）
３．理学療法士　　（○人
４．作業療法士　　（○人）
５．視能訓練士　　（○人）
６．臨床工学技士　　（○人）
７．義肢装具士　　（○人）

問６　問４及び問５　1～7 で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？
１．既習科目の受講免除を行った（行っている）。
２．既習科目の受講免除は行わなかった。

問７　問６で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。（参考に、「既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目（例）」を例示しました）
１．診療放射線技師　　：　（例）科目名：単位数
２．臨床検査技師
３．理学療法士
４．作業療法士
５．視能訓練士
６．臨床工学技士
７．義肢装具士

問８　問６で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由
１．科目内容が言語聴覚士学校養成所として適合していなかったから
２．学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから
３．その他（もしよければ理由をお書きください）

問９　貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？
１．整備している。（具体的に：　　）
２．今後整備予定
３．整備していない。

問 10　言語聴覚士学校養成所として、学生が医療 8 種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？

１．利点があると思う。（その理由：）
２．どちらかというと利点を感じない。

問 11　大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？
１．　編入学を受け入れた。（何年次に？　編入学を認めた理由）
２．　編入学はなかった。

問 12　回答いただいた方のお立場を選択してください。
１．教員（管理者）
２．教員（管理者ではない）
３．事務職（管理者）
４．事務職（管理者ではない）
５．経営者
６．その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）

その他自由記載

参考資料：既習科目として履修免除になる可能性のある授業科目
言語聴覚士

修行年限
3 年以上。

修業年限が 3 年以下になる場合

（1）**修業年限 1 年以上：** 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあっては、五年）以上修業し、かつ、法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
→ 学校教育法に基づく大学や、看護師養成所、歯科衛生士養成所、**診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設**、視能訓練士養成所、**臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所**、救命救急士養成所、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発総合大学校において 2 年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者が入学し、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、１年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得した場合。

（2）**修業年限 2 年以上：** 学校教育法に基づく大学や、看護師養成所、歯科衛生士養成所、診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発総合大学校、さらに、学校教育法第五十八条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する高等学校の専攻科において１年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者が入学し、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、２年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得した場合。

教育の内容（言語聴覚士学校養成所指定規則別表第一）
基礎分野： 科学的思考の基礎、人間と生活、社会の理解、言語聴覚療法の基盤
12 単位＋8 単位（言語聴覚療法の基盤）**合計 20 単位**
専門基礎分野： 人体のしくみ・疾病と治療（医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。） **15 単位**

心の働き　　7単位
言語とコミュニケーション　　9単位
社会保障・教育とリハビリテーション　　1単位

専門分野：（省略）

既習科目免除規程

学校教育法に基づく大学や、看護師養成所、歯科衛生士養成所、**診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所**、救急救命士養成所、防衛医科大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発総合大学校、高等学校の専攻科において履修した科目については免除することができる。

国家試験出題基準（専門基礎分野）

Ⅰ　基礎医学
　1　医学総論（公衆衛生学を含む）
　2　解剖学
　3　生理学
　4　病理学
Ⅱ　臨床医学
　1　内科学
　2　小児科学
　3　精神医学
　4　リハビリテーション医学
　5　耳鼻咽喉科学
　6　臨床神経学
　7　形成外科学
Ⅲ　臨床歯科学
　1　臨床歯科医学
　2　口腔外科学
Ⅳ　音声・言語・聴覚医学
　1　呼吸発声発語系の構造・機能・病態
　2　聴覚系の構造・機能・病態
　3　神経系の構造・機能・病態
Ⅴ　心理学
　1　認知・学習心理学

2　心理測定法
3　臨床心理学
4　生涯発達心理学

Ⅵ　音声・言語学
1　音声学
2　音響学
3　長下記心理学
4　言語学
5　言語発達学

Ⅶ　社会福祉・教育
1　社会保障制度
2　リハビリテーション概論
3　医療福祉教育・関係法規

Ⅷ　以降は専門領域

参考

既習科目として履修免除になる可能性のある指定規則改正後の授業科目（例）

1）**教養科目**（科学的思考の基礎、人間と生活、社会の理解）：　基礎分野として最大 12 単位

2）**解剖学・生理学・医学概論・病理学・一般臨床医学・精神医学・小児科・形成外科学**：　専門基礎分野「人体のしくみ疾病と治療（医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。）」として最大 15 単位

3）**心理学・臨床心理学・教育学**：　専門基礎分野「心の働き」として最大 7 単位

4）**衛生・公衆衛生学・関係法規・リハビリテーション医学**：　専門基礎分野「社会保障・教育とリハビリテーション」として最大 1 単位

注：　基礎分野「言語聴覚療法の基盤」（推定８単位）は専門性が低いため、免除科目の可能性はない。

注：　専門基礎分野「言語とコミュニケーション　9 単位」も専門性が高く免除科目の可能性は低い。

資料 2. アンケート集計結果

アンケート実施期間：　2025 年 2 月 17 日から 3 月 7 日。

		アンケート集計結果		
全体				
			回答数	%
	全体		273	100.0
	1	回答養成課程数	273	100.0
Q3	貴校が有する養成課程についてご回答ください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		273	100.0
	1	診療放射線技師	45	16.5
	2	臨床検査技師	17	6.2
	3	理学療法士	95	34.8
	4	作業療法士	49	17.9
	5	視能訓練士	21	7.7
	6	臨床工学技士	18	6.6
	7	義肢装具士	7	2.6
	8	言語聴覚士	21	7.7

診療放射線技師学校養成所				
Q4	【診療放射線技師】貴校の形態（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		45	100.0
	1	大学	33	73.3
	2	短大	0	0.0
	3	専門学校	12	26.7
	4	その他	0	0.0
Q5	【診療放射線技師】貴校の修業年限（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		45	100.0
	1	３年	10	22.2
	2	４年	35	77.8
Q6	【診療放射線技師】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		45	100.0
	1	昼間	44	97.8
	2	夜間	2	4.4
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q7_2	【診療放射線技師】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／理学療法士（ＳＡ）→1 人			
Q7_6	【診療放射線技師】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／義肢装具士（ＳＡ）→1 人			
Q9	【診療放射線技師】Ｑ７およびＱ８で入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0

	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	2	100.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	0	0.0
Q10	【診療放射線技師】Ｑ９で「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。受講免除科目が１０科目を超える場合は、１０番目の記入欄に収まりきらない分をまとめてご記入ください。（ＭＡ）			
Q11	【診療放射線技師】Ｑ９で「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	科目内容が診療放射線技師学校養成所として適合していなかったから	0	0.0
	2	学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12	【診療放射線技師】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		45	100.0
	1	整備している。	28	62.2
	2	今後整備予定	4	8.9
	3	整備していない。	13	28.9
Q13	【診療放射線技師】診療放射線技師学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		45	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	25	55.6
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	20	44.4
Q14	【診療放射線技師】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%

	全体		45	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	45	100.0
Q14SQ1	【診療放射線技師】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q15	【診療放射線技師】回答いただいた方のお立場を選択してください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		45	100.0
	1	教員（管理者）	29	64.4
	2	教員（管理者ではない）	12	26.7
	3	事務職（管理者）	2	4.4
	4	事務職（管理者ではない）	2	4.4
	5	経営者	0	0.0

臨床検査技師学校養成所				
Q4A	【臨床検査技師】貴校の形態（ＳＡ）			

			回答数	%
	全体		17	100.0
	1	大学	7	41.2
	2	短大	3	17.6
	3	専門学校	7	41.2
	4	その他	0	0.0
Q5A	【臨床検査技師】貴校の修業年限（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		17	100.0
	1	３年	10	58.8
	2	４年	7	41.2
Q6A	【臨床検査技師】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		17	100.0
	1	昼間	17	100.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q7A_1	【臨床検査技師】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／診療放射線技師（ＳＡ）→1 人			
Q8A_5	【臨床検査技師】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／臨床工学技士（ＳＡ）→1 人			
Q9A	【臨床検査技師】Ｑ７ＡおよびＱ８Ａで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	0	0.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	2	100.0

Q11A	【臨床検査技師】Ｑ９Ａで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	科目内容が臨床検査技師学校養成所として適合していなかったから	0	0.0
	2	学校･大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	1	50.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	1	50.0
Q12A	【臨床検査技師】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		17	100.0
	1	整備している。	9	52.9
	2	今後整備予定	4	23.5
	3	整備していない。	4	23.5
Q13A	【臨床検査技師】臨床検査技師学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		17	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	11	64.7
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	6	35.3
Q14A	【臨床検査技師】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		17	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	17	100.0
Q14ASQ1	【臨床検査技師】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%

	全体		0	0.0
	1	2年次	0	0.0
	2	3年次	0	0.0
	3	4年次	0	0.0
Q15A	【臨床検査技師】回答いただいた方のお立場を選択してください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		17	100.0
	1	教員（管理者）	12	70.6
	2	教員（管理者ではない）	5	29.4
	3	事務職（管理者）	0	0.0
	4	事務職（管理者ではない）	0	0.0
	5	経営者	0	0.0
	6	その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）	0	0.0

理学療法士学校養成施設				
Q4B	【理学療法士】貴校の形態（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		95	100.0
	1	大学	40	42.1

	2	短大	1	1.1
	3	専門学校	53	55.8
	4	その他	1	1.1
Q5B	【理学療法士】貴校の修業年限（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		95	100.0
	1	２年	0	0.0
	2	３年	31	32.6
	3	４年	68	71.6
Q6B	【理学療法士】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		95	100.0
	1	昼間	93	97.9
	2	夜間	7	7.4
	3	昼夜開講制	1	1.1
Q6BSQ1	【理学療法士】過去５年間に作業療法士の資格を有する人が入学しましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		95	100.0
	1	作業療法士が入学した。	0	0.0
	2	していない	95	100.0
Q6BSQ1_SNT1_1	【理学療法士】過去５年間に作業療法士の資格を有する人が入学しましたか？／作業療法士が入学した。（ＮＵ）→0 人			
Q7B_6	【理学療法士】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／言語聴覚士（ＳＡ）→1 人			
Q8B_1	【理学療法士】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／診療放射線技師（ＳＡ）→1 人			

Q9B	【理学療法士】Ｑ７ＢおよびＱ８Ｂで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	1	50.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	1	50.0
Q13B	【理学療法士】理学療法士学校養成施設として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		95	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	53	55.8
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	42	44.2
Q14B	【理学療法士】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		95	100.0
	1	編入学を受け入れた。	5	5.3
	2	編入学はなかった。	90	94.7
Q14BSQ1	【理学療法士】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		5	100.0
	1	２年次	4	80.0
	2	３年次	1	20.0
	3	４年次	0	0.0
Q15B	【理学療法士】回答いただいた方のお立場を選択してください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		95	100.0

	1	教員（管理者）	57	60.0
	2	教員（管理者ではない）	19	20.0
	3	事務職（管理者）	9	9.5
	4	事務職（管理者ではない）	6	6.3
	5	経営者	0	0.0
	6	その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）	4	4.2

作業療法士学校養成施設				
Q4C	【作業療法士】貴校の形態（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		49	100.0
	1	大学	27	55.1
	2	短大	1	2.0
	3	専門学校	21	42.9
	4	その他	0	0.0

Q5C	【作業療法士】貴校の修業年限（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		49	100.0
	1	２年	0	0.0
	2	３年	12	24.5
	3	４年	38	77.6
Q6C	【作業療法士】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		49	100.0
	1	昼間	49	100.0
	2	夜間	1	2.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q6CSQ1	【作業療法士】過去５年間に理学療法士の資格を有する人が入学しましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		49	100.0
	1	理学療法士が入学した。	0	0.0
	2	していない	49	100.0
Q7C_2	【作業療法士】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／臨床検査技師（ＳＡ）→1 人			
Q8C_1	【作業療法士】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／診療放射線技師（ＳＡ）→１人			
Q7C_5	【作業療法士】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／義肢装具士（ＳＡ）→1 人			
Q8C_3	【作業療法士】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養			

	成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／理学療法士（ＳＡ）→1 人			
Q9C	【作業療法士】Ｑ７ＣおよびＱ８Ｃで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	2	66.7
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	1	33.3
Q11C	【作業療法士】Ｑ９Ｃで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	科目内容が作業療法士学校養成施設として適合していなかったから	1	100.0
	2	学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12C	【作業療法士】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		49	100.0
	1	整備している。	32	65.3
	2	今後整備予定	5	10.2
	3	整備していない。	12	24.5
Q13C	【作業療法士】作業療法士学校養成施設として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		49	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	28	57.1
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	21	42.9
Q14C	【作業療法士】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成する			

	ものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		49	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	49	100.0
Q14CSQ1	【作業療法士】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q15C	【作業療法士】回答いただいた方のお立場を選択してください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		49	100.0
	1	教員（管理者）	31	63.3
	2	教員（管理者ではない）	9	18.4
	3	事務職（管理者）	4	8.2
	4	事務職（管理者ではない）	3	6.1
	5	経営者	0	0.0
	6	その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）	2	4.1

視能訓練士学校養成所				
Q4D	【視能訓練士】貴校の形態（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		21	100.0
	1	大学	6	28.6
	2	短大	1	4.8
	3	専門学校	14	66.7
	4	その他	0	0.0
Q5D	【視能訓練士】貴校の修業年限（ＭＡ）			

			回答数	%
	全体		21	100.0
	1	1年	2	9.5
	2	2年	0	0.0
	3	3年	15	71.4
	4	4年	6	28.6
Q6D_1	【視能訓練士/1年】貴校の開講形態（MA）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	昼間	2	100.0
	2	夜間	1	50.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q7D_1_7	【視能訓練士/1年】過去5年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／言語聴覚士（SA）→1人			
Q8D_1_2	【視能訓練士/1年】過去5年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／臨床検査技師（SA）→1人			
Q8D_1_3	【視能訓練士/1年】過去5年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／理学療法士（SA）→1人			
Q8D_1_4	【視能訓練士/1年】過去5年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／作業療法士（SA）→2人			
Q8D_1_5	【視能訓練士/1年】過去5年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／臨床工学技士（SA）→1人			
Q8D_1_7	【視能訓練士/1年】過去5年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが			

	入学または編入しましたか？／言語聴覚士（ＳＡ）→3 人			
Q9D_1	【視能訓練士/1 年】Ｑ７ＤおよびＱ８Ｄで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	0	0.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	1	100.0
Q11D_1	【視能訓練士/1 年】Ｑ９Ｄで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	科目内容が視能訓練士学校養成所として適合していなかったから	1	100.0
	2	学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12D_1	【視能訓練士/1 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	整備している。	1	50.0
	2	今後整備予定	0	0.0
	3	整備していない。	1	50.0
Q13D_1	【視能訓練士/1 年】視能訓練士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	1	50.0
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	1	50.0

Q14D_1	【視能訓練士/1 年】大学にお伺いします。過去 5 年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	2	100.0
Q14DSQ1_1	【視能訓練士/1 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q6D_2	【視能訓練士/2 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	昼間	0	0.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q6D_3	【視能訓練士/3 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		15	100.0
	1	昼間	14	93.3
	2	夜間	2	13.3
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q7D_3_2	【視能訓練士/3 年】過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／臨床検査技師（ＳＡ）→1 人			

Q8D_3_1	【視能訓練士/3 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／診療放射線技師（ＳＡ）→3 人			
Q8D_3_2	【視能訓練士/3 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／臨床検査技師（ＳＡ）→1 人が２校			
Q8D_3_3	【視能訓練士/3 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／理学療法士（ＳＡ）→1 人が２校			
Q8D_3_5	【視能訓練士/3 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／臨床工学技士（ＳＡ）→1 人			
Q8D_3_7	【視能訓練士/3 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／言語聴覚士（ＳＡ）→1 人			
Q9D_3	【視能訓練士/3 年】Ｑ７ＤおよびＱ８Ｄで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		4	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	0	0.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	4	100.0
Q11D_3	【視能訓練士/3 年】Ｑ９Ｄで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		4	100.0
	1	科目内容が視能訓練士学校養成所として適合していなかったから	2	50.0
	2	学校･大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	2	50.0

Q12D_3	【視能訓練士/3 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		15	100.0
	1	整備している。	10	66.7
	2	今後整備予定	2	13.3
	3	整備していない。	3	20.0
Q13D_3	【視能訓練士/3 年】視能訓練士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		15	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	5	33.3
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	10	66.7
Q14D_3	【視能訓練士/3 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		15	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	15	100.0
Q14DSQ1_3	【視能訓練士/3 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q6D_4	【視能訓練士/4 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		6	100.0
	1	昼間	6	100.0
	2	夜間	0	0.0

	3	昼夜開講制	0	0.0
Q8D_4_3	【視能訓練士/4 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／理学療法士（ＳＡ）→2 名			
Q9D_4	【視能訓練士/4 年】Ｑ７ＤおよびＱ８Ｄで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	0	0.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	1	100.0
Q10D_4	【視能訓練士/4 年】Ｑ９Ｄで「既習科目の受講免除を行った」場合、どの科目を何単位受講免除しましたか？科目名と単位数をご記入ください。受講免除科目が１０科目を超える場合は、１０番目の記入欄に収まりきらない分をまとめてご記入ください。（ＭＡ）			
Q11D_4	【視能訓練士/4 年】Ｑ９Ｄで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	科目内容が視能訓練士学校養成所として適合していなかったから	0	0.0
	2	学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	1	100.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12D_4	【視能訓練士/4 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		6	100.0
	1	整備している。	2	33.3
	2	今後整備予定	0	0.0
	3	整備していない。	4	66.7

Q13D_4	【視能訓練士/4 年】視能訓練士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		6	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	3	50.0
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	3	50.0
Q14D_4	【視能訓練士/4 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		6	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	6	100.0
Q14DSQ1_4	【視能訓練士/4 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q15D	【視能訓練士】回答いただいた方のお立場を選択してください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		21	100.0
	1	教員（管理者）	14	66.7
	2	教員（管理者ではない）	5	23.8
	3	事務職（管理者）	2	9.5
	4	事務職（管理者ではない）	0	0.0
	5	経営者	0	0.0
	6	その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）	0	0.0

臨床工学技士学校養成所				
Q4E	【臨床工学技士】貴校の形態（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		18	100.0
	1	大学	8	44.4
	2	短大	0	0.0
	3	専門学校	9	50.0
	4	その他	1	5.6
Q5E	【臨床工学技士】貴校の修業年限（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		18	100.0
	1	１年	3	16.7
	2	２年	0	0.0
	3	３年	7	38.9
	4	４年	9	50.0

Q6E_1	【臨床工学技士/1 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	昼間	3	100.0
	2	夜間	1	33.3
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q7E_1_1	【臨床工学技士/1 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／診療放射線技師（ＳＡ）→1 人と 3 人			
Q7E_1_2	【臨床工学技士/1 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／臨床検査技師（ＳＡ）→6 人			
Q7E_1_3	【臨床工学技士/1 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／理学療法士（ＳＡ）→1 人が 2 校			
Q8E_1_2	【臨床工学技士/1 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／臨床検査技師（ＳＡ）→5 人			
Q9E_1	【臨床工学技士/1 年】Ｑ７ＥおよびＱ８Ｅで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	3	100.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	0	0.0
Q11E_1	【臨床工学技士/1 年】Ｑ９Ｅで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	科目内容が臨床工学技士学校養成所として適合していなかったから	0	0.0

	2	学校･大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12E_1	【臨床工学技士/1 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	整備している。	3	100.0
	2	今後整備予定	0	0.0
	3	整備していない。	0	0.0
Q13E_1	【臨床工学技士/1 年】臨床工学技士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	利点があると思う。(その理由：)	3	100.0
	2	どちらかというと利点を感じない。(その理由：)	0	0.0
Q14E_1	【臨床工学技士/1 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	編入学を受け入れた。	1	33.3
	2	編入学はなかった。	2	66.7
Q14ESQ1_1	【臨床工学技士/1 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。(ＭＡ)			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	1	100.0
	3	４年次	1	100.0
Q6E_2	【臨床工学技士/2 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			

			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	昼間	0	0.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q6E_3	【臨床工学技士/3 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	昼間	7	100.0
	2	夜間	1	14.3
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q8E_3_2	【臨床工学技士/3 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／臨床検査技師（ＳＡ）→1 人			
Q9E_3	【臨床工学技士/3 年】Ｑ７ＥおよびＱ８Ｅで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	1	100.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	0	0.0
Q11E_3	【臨床工学技士/3 年】Ｑ９Ｅで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	科目内容が臨床工学技士学校養成所として適合していなかったから	0	0.0
	2	学校･大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12E_3	【臨床工学技士/3 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			

			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	整備している。	4	57.1
	2	今後整備予定	0	0.0
	3	整備していない。	3	42.9
Q13E_3	【臨床工学技士/3 年】臨床工学技士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	利点があると思う。(その理由：)	4	57.1
	2	どちらかというと利点を感じない。(その理由：)	3	42.9
Q14E_3	【臨床工学技士/3 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	7	100.0
Q14ESQ1_3	【臨床工学技士/3 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。(ＭＡ)			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q6E_4	【臨床工学技士/4 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		9	100.0
	1	昼間	9	100.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0

Q9E_4	【臨床工学技士/4 年】Q７ＥおよびQ８Ｅで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	0	0.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	0	0.0
Q11E_4	【臨床工学技士/4 年】Q９Ｅで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	科目内容が臨床工学技士学校養成所として適合していなかったから	0	0.0
	2	学校･大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12E_4	【臨床工学技士/4 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		9	100.0
	1	整備している。	5	55.6
	2	今後整備予定	1	11.1
	3	整備していない。	3	33.3
Q13E_4	【臨床工学技士/4 年】臨床工学技士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		9	100.0
	1	利点があると思う。(その理由：)	5	55.6
	2	どちらかというと利点を感じない。(その理由：)	4	44.4
Q14E_4	【臨床工学技士/4 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			

			回答数	%
	全体		9	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	9	100.0
Q14ESQ1_4	【臨床工学技士/4 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q15E	【臨床工学技士】回答いただいた方のお立場を選択してください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		18	100.0
	1	教員（管理者）	12	66.7
	2	教員（管理者ではない）	5	27.8
	3	事務職（管理者）	0	0.0
	4	事務職（管理者ではない）	1	5.6
	5	経営者	0	0.0
	6	その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）	0	0.0

義肢装具士学校養成所				
Q4F	【義肢装具士】貴校の形態（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	大学	1	14.3
	2	短大	0	0.0
	3	専門学校	6	85.7
	4	その他	0	0.0
Q5F	【義肢装具士】貴校の修業年限（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	１年	0	0.0
	2	２年	0	0.0
	3	３年	4	57.1
	4	４年	3	42.9
Q6F_3	【義肢装具士/3 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		4	100.0
	1	昼間	4	100.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0

Q7F_3_3	【義肢装具士/3 年】過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／理学療法士（ＳＡ）→1 人 1 校、3 人 1 校			
Q7F_3_4	【義肢装具士/3 年】過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／作業療法士（ＳＡ）→1 人			
Q7F_3_7	【義肢装具士/3 年】過去 5 年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／言語聴覚士（ＳＡ）→1 人			
Q9F_3	【義肢装具士/3 年】Ｑ７ＦおよびＱ８Ｆで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	1	50.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	1	50.0
Q11F_3	【義肢装具士/3 年】Ｑ９Ｆで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	科目内容が義肢装具士学校養成所として適合していなかったから	0	0.0
	2	学校･大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	1	100.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12F_3	【義肢装具士/3 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		4	100.0
	1	整備している。	2	50.0

	2	今後整備予定	0	0.0
	3	整備していない。	2	50.0
Q13F_3	【義肢装具士/3 年】義肢装具士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		4	100.0
	1	利点があると思う。(その理由：)	4	100.0
	2	どちらかというと利点を感じない。(その理由：)	0	0.0
Q14F_3	【義肢装具士/3 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		4	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	4	100.0
Q14FSQ1_3	【義肢装具士/3 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。(ＭＡ)			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q6F_4	【義肢装具士/4 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	昼間	3	100.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q8F_4_4	【義肢装具士/4 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／作業療法士（ＳＡ）→1 人			

Q9F_4	【義肢装具士/4 年】Ｑ７ＦおよびＱ８Ｆで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	0	0.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	1	100.0
Q11F_4	【義肢装具士/4 年】Ｑ９Ｆで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	科目内容が義肢装具士学校養成所として適合していなかったから	0	0.0
	2	学校･大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	1	100.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12F_4	【義肢装具士/4 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	整備している。	1	33.3
	2	今後整備予定	0	0.0
	3	整備していない。	2	66.7
Q13F_4	【義肢装具士/4 年】義肢装具士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	1	33.3
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	2	66.7
Q14F_4	【義肢装具士/4 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			

			回答数	%
	全体		3	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	3	100.0
Q14FSQ1_4	【義肢装具士/4 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q15F	【義肢装具士】回答いただいた方のお立場を選択してください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	教員（管理者）	5	71.4
	2	教員（管理者ではない）	2	28.6
	3	事務職（管理者）	0	0.0
	4	事務職（管理者ではない）	0	0.0
	5	経営者	0	0.0
	6	その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）	0	0.0

言語聴覚士学校養成所				
Q4G	【言語聴覚士】貴校の形態（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		21	100.0
	1	大学	9	42.9
	2	短大	0	0.0
	3	専門学校	10	47.6
	4	その他	2	9.5
Q5G	【言語聴覚士】貴校の修業年限（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		21	100.0
	1	１年	0	0.0
	2	２年	6	28.6
	3	３年	7	33.3
	4	４年	10	47.6
Q6G_2	【言語聴覚士/2 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		6	100.0
	1	昼間	6	100.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q7G_2_4	【言語聴覚士/2 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／作業療法士（ＳＡ）→1 人が 2 校			

Q9G_2	【言語聴覚士/2 年】Ｑ７ＧおよびＱ８Ｇで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	1	50.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	1	50.0
Q11G_2	【言語聴覚士/2 年】Ｑ９Ｇで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	科目内容が言語聴覚士学校養成所として適合していなかったから	1	100.0
	2	学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12G_2	【言語聴覚士/2 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		6	100.0
	1	整備している。	4	66.7
	2	今後整備予定	0	0.0
	3	整備していない。	2	33.3
Q13G_2	【言語聴覚士/2 年】言語聴覚士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		6	100.0
	1	利点があると思う。(その理由：)	2	33.3
	2	どちらかというと利点を感じない。(その理由：)	4	66.7
Q14G_2	【言語聴覚士/2 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%

	全体		6	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	6	100.0
Q14GSQ1_2	【言語聴覚士/2 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0
	2	３年次	0	0.0
	3	４年次	0	0.0
Q6G_3	【言語聴覚士/3 年】貴校の開講形態（ＭＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	昼間	7	100.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q7G_3_3	【言語聴覚士/3 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設の卒業生で国家資格を保有する者が入学もしくは編入しましたか？／理学療法士（ＳＡ）→1 人			
Q8G_3_4	【言語聴覚士/3 年】過去５年間に、以下の職種を養成する大学等又は養成所・養成施設に在籍したことがあり、当該の国家資格を保有しないものが入学または編入しましたか？／作業療法士（ＳＡ）→1 人			
Q9G_3	【言語聴覚士/3 年】Ｑ７ＧおよびＱ８Ｇで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		2	100.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	1	50.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	1	50.0
Q11G_3	【言語聴覚士/3 年】Ｑ９Ｇで「既習科目の受講免除は行わなかった」理由（ＳＡ）			

			回答数	%
	全体		1	100.0
	1	科目内容が言語聴覚士学校養成所として適合していなかったから	1	100.0
	2	学校・大学として入学生には同じ科目内容を学ばせたかったから	0	0.0
	3	その他（もしよければ理由をお書きください）	0	0.0
Q12G_3	【言語聴覚士/3 年】貴校において、既習科目の受講免除に係るルールは整備されていますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	整備している。	3	42.9
	2	今後整備予定	1	14.3
	3	整備していない。	3	42.9
Q13G_3	【言語聴覚士/3 年】言語聴覚士学校養成所として、学生が医療８種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	利点があると思う。(その理由：)	4	57.1
	2	どちらかというと利点を感じない。(その理由：)	3	42.9
Q14G_3	【言語聴覚士/3 年】大学にお伺いします。過去５年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		7	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	7	100.0
Q14GSQ1_3	【言語聴覚士/3 年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。(ＭＡ)			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	２年次	0	0.0

	2	3年次	0	0.0
	3	4年次	0	0.0
Q6G_4	【言語聴覚士/4年】貴校の開講形態（MA）			
			回答数	%
	全体		10	100.0
	1	昼間	10	100.0
	2	夜間	0	0.0
	3	昼夜開講制	0	0.0
Q9G_4	【言語聴覚士/4年】Q7GおよびQ8Gで入学した学生に既習科目の受講免除を行いましたか？（SA）			
			回答数	%
	全体		0	0.0
	1	既習科目の受講免除を行った（行っている）。	0	0.0
	2	既習科目の受講免除は行わなかった。	0	0.0
Q13G_4	【言語聴覚士/4年】言語聴覚士学校養成所として、学生が医療8種職の中で、複数の資格を取得することは利点があると思いますか？（SA）			
			回答数	%
	全体		10	100.0
	1	利点があると思う。（その理由：）	6	60.0
	2	どちらかというと利点を感じない。（その理由：）	4	40.0
Q14G_4	【言語聴覚士/4年】大学にお伺いします。過去5年間に医療関係職種を養成するものでない大学等卒業生又は専門学校等卒業生の編入学を受け入れましたか？（SA）			
			回答数	%
	全体		10	100.0
	1	編入学を受け入れた。	0	0.0
	2	編入学はなかった。	10	100.0
Q14GSQ1_4	【言語聴覚士/4年】前問で「編入学を受け入れた。」と回答した方に伺います。受け入れた年次をお答えください。（MA）			
			回答数	%
	全体		0	0.0

	1	2年次	0	0.0
	2	3年次	0	0.0
	3	4年次	0	0.0
Q15G	【言語聴覚士】回答いただいた方のお立場を選択してください。（ＳＡ）			
			回答数	%
	全体		21	100.0
	1	教員（管理者）	15	71.4
	2	教員（管理者ではない）	4	19.0
	3	事務職（管理者）	1	4.8
	4	事務職（管理者ではない）	1	4.8
	5	経営者	0	0.0
	6	その他（差し支えない範囲で具体的にご入力ください）	0	0.0

資料 3. 既習科目の履修免除

診療放射線技師学校養成所

A 専門学校

理学療法士（国家資格有）		15 単位
1	基礎分野（物理学）	1
2	基礎分野（生物学）	1
3	基礎分野（倫理学）	1
4	基礎分野（情報処理Ⅰ）	1
5	基礎分野（情報処理Ⅱ）	1
6	基礎分野（保健体育学）	2
7	基礎分野（医学英語）	1
8	専門基礎分野（解剖学）	1
9	専門基礎分野（機能解剖学Ⅰ）	1
10	専門基礎分野（機能解剖学Ⅱ、生理学、生理学実習、病理学概論、臨床心理学）	5

B 専門学校

義肢装具士（国家資格有）		12 単位
1	2	6
2	英語Ⅰ	4
3	情報処理学	2

（注：項番 1 の科目 2 は教養系科目名の記入のミスと思われる）

臨床検査技師学校養成所

既習科目の履修免除は行っていない。

診療放射線技師免許取得者 1 名が入学したが、履修免除は行われていない。

理学療法士学校養成施設

C リハビリテーション学院

言語聴覚士（国家資格有）	3 単位

1	英語Ⅰ	1
2	心理学	2

作業療法士学校養成施設

D 短期大学

診療放射線技師（国家資格なし）		6 単位
1	哲学	2
2	生命倫理学	2
3	英語Ⅰ	1
4	英語Ⅱ	1

D 短期大学

臨床検査技師（国家資格有）		6 単位
5	生物学	2
6	物理学	2
7	英語Ⅰ	1
8	ドイツ語	1

（注： アンケート Q9C で「既習科目の受講免除を行った」のは 2 校であり、それが D 短期大学と E 大学である。 D 短期大学は 2 名に対して履修免除を行っている。）

E 大学

理学療法士（国家資格なし）		13 単位
1	医科学入門	1
2	人間発達学	1
3	リハビリテーション概論	1
4	解剖組織学	2
5	生理学	2
6	病理学	1
7	臨床解剖学	1
8	臨床解剖学実習	1
9	臨床生理学	1
10	運動学　他教養科目	2

義肢装具士免許取得者が 1 名入学しているが、履修免除は行われていない。

視能訓練士学校養成所

「修業年限 1 年以上」の課程が 2 校に設置されており、2 名が入学していた。3 年制の学校養成所に、臨床検査技師免許取得者 1 名が入学しているが、履修免除は行われていない。4 年制の学校養成所にも理学療法士免許取得者が 2 名入学しているが、履修免除は行われていない。

臨床工学技士学校養成所（3 年制）

F 専門学校

臨床検査技師（国家資格なし）		8 単位
1	化学	2
2	物理学	2
3	数学	2
4	英語	2

臨床工学技士学校養成所では、「修業年限 1 年以上」の課程が 3 校、なお「修業年限 2 年以上」の課程は設置されていなかった。

義肢装具士学校養成所（3 年制）

G リハビリテーション学院

理学療法士（国家資格有）		15 単位
1	心理学	1
2	人間発達学	1
3	解剖学Ⅰ	2
4	解剖学Ⅱ	1
5	生理学	2
6	臨床心理学	1
7	運動学実習	1
8	機能解剖学	2

9	臨床神経学	2
10	リハビリテーション医学	2

G リハビリテーション学院

作業療法士（国家資格有）		3 単位
1	一般臨床医学	1
2	病理学	2

義肢装具士学校養成所には、今回の調査では「修業年限 1 年以上」「修業年限２年以上」の課程は設置されていなかった。

G 学院以外の学校養成所に、言語聴覚士免許取得者 1 名が入学しているが、履修免除は行われていない。

言語聴覚士学校養成所（3 年制）

H リハビリテーション学院

理学療法士（国家資格既有）		10 単位
1	英語 1	2
2	英語 2	2
3	情報工学	1
4	福祉援助論	1
5	保健体育 1	1
6	保健体育 2	1
7	統計学	1
8	文献研究法	1

言語聴覚士学校養成所には今回の調査では、「修業年限 1 年以上」は設置されていなかった。「修業年限 2 年以上」の課程が 6 校に設置されていた。

資料 4.　複数資格取得の利点ありと利点を感じない（自由記載）

利点あり

診療放射線技師

- 既に履修済みの科目については再履修する必要はないため
- これまで以上に幅広い知識・技術を備えた医療技術者を養成できる。心理的に進路選択時の制限が緩和される。卒後の職業選択の幅が広がる。
- 臨床現場で対応できる業務が増えるため、より多くの患者様に対応できることや、ほかの医療スタッフのサポート役としても活躍できる人材として差別化が可能になる。
- 職種や業務内容によるが、少なくとも欠点はないと思われる。
- チーム医療の中で、職種間の連携や役割分担について理解が深まる。
- 学生が自分の適性にあった進路を選択できる
- チーム医療を理解できる
- チーム医療に貢献できる可能性がある。
- 医療人として知識が広がり患者様への利益がある。給与面で＋αになると良いと考える
- タスク・シフトの幅が広がる．キャリアの選択肢が多くなる．
- 実際に両方の検査をすることはないと思うが、知識を使うことはできる
- 臨床の診療支援部門において、複数の医療資格を持つ人材は有益だと思われるため（特に地方の人材不足地域）
- 複数の資格を得ることにより患者との信頼関係が高くなる
- 課題に対して多角的に取り組める。就職の選択肢が広がる。
- 就職に有利になるかも
- 多角的な視点を持つことができるため
- ダブルライセンス、トリプルライセンスを活かす社会にすべきであると考えます。
- 幅広い検査ができる
- 違う職種の知識は臨床でも役立つし、転職の可能性も広がる
- 他業種の業務内容も理解できることで、協力体制の構築や業務内容の改善につながる可能性がある。また、就職先業種の選択肢が増える。
- 救急の際に活躍できる

臨床検査技師

- チーム医療に携わるうえで役立つ
- 幅広い分野で活躍できるため
- 学習意欲の向上や取得後の就職選択肢が広くなること
- 実臨床で有用である。
- 将来性がある職業という点でメリットが大きいため
- 様々な職種において知識を学び、医療現場において多職種との連携が速やかに行えると考える。
- 医療に関する基礎的倫理観やコミュニケーションなど学んでいる
- 他職種の業務を理解していることから、連携がスムーズに行えると考える。
- 既に、タスク・シフト／シェアが実施されておりますので、複数の資格を取得することは利点につながると考えます。

理学療法士

- AI の発達など、様々な変化が起こっている中で、新しく学びなおしたい（資格を取得したい）という方が増えていくように感じます。そのような方が、学ぶことを諦める要因の 1 つに時間の問題が予想されますが、時間短縮により解決できるのではないか思います。
- 現場では、ダブルライセンスを取り、どちらでも登録できるようにしているところが出てきている。これから需要が増えると考える。
- 医療制度内であれば、大きな利益はないかもしれないが、民間等の仕事に就く場合はその知識を応用することで活躍の場が広がる可能性もあるかもしれない。
- リハ系で複数の資格に関わる知識を有することにより幅広い視点で対応することができるためメリットはあると思う。しかし、資格取得にかかる時間・費用を考えると保険下での就業を前提とした場合、複数資格取得後の待遇があまり変わらないことが想定されるため現実的ではない。自己研鑽として、各種の講習会へ参加することで十分ではないかと思ってしまう。
- 医療の幅が利き、就職先でも重宝されると感じる
- 異職種の視点から患者様の評価、治療が可能となる。
- 選択肢が増えて、自身の性格に合わせることができる。
- 幅広い知識と視野で対象者に関わることができるから。
- 就職しやすくなる
- 医療の幅が広がるから

- 職種を変更して働きたい人にとってはメリットがあると考える
- 複数資格を有することで、就職の幅が広がる
- 就職の幅が広がる
- 職域の幅が広がる可能性がある。今後、人口が減る中で地域により求められるスキルが異なるため
- 多職種での視点で業務が行えるから。
- 対象の状況を多面的に、専門的に把握でき、幅広い支援が可能となるため。
- 就職の際に有利
- 違う専門性を活かすことができるため
- 義肢装具士や言語聴覚士の資格を同時に有していることは臨床の上で役に立つと考えるため
- 幅広い視野を養うことができ、また就職時の選択肢が広がる可能性があるため
- 他職種について深く理解しておくことは、実際の業務上非常に重要と考えるため。理学療法士および作業療法士は今後も供給過剰が進展するであろうから、将来役に立つ資格は有用と考えるため
- 幅広い教養と資格リスキリング
- 個人が複数の資格を有するという点のみ利点があると思われるが，その他，職能，就業，その他の利点は感じない.
- 将来のキャリアのため
- 今後の理学療法士・作業療法士の職域や需要を考えると、ダブルライセンスにより業務の幅が広がるため
- 活動範囲が拡大する
- 職種の領域が広がり就職活動の範囲が大きくなる。知識の幅が広がる。
- 理学療法士と義肢装具士、放射線技師などは仕事が密接にかかわっており、自身で隣接領域を実施できるメリットは大きいと考える。
- 利点があるとすれば、理学療法士が言語聴覚士資格を取得したい場合で、作業療法士資格の取得ニーズは承知しておりません。
- チーム医療や患者さんへの対応でプラスの面がある。
- 個人にとっては働き方の選択肢が増える。施設側にとっては複数資格を持つスタッフによる新しい部署の開設など、発展的な広がりが期待できる。
- 入学してから自分に合った職種を目指すことができるため
- それぞれの専門知識を身につけることでより深く広い視野を持てる
- 昔に比べ、リハビリテーション対象者のニーズは増加し、より複雑化している。しかし、理学療法士・作業療法士法は昭和 40 年の制定当初から変わ

っておらず、現在の医療ニーズにマッチしていない部分が出てきている。今の法律のままだと、他の資格を取得することで患者の求めるニーズに対応するしかないと考える。

- 各専門職の視点をもって医療現場で働くことができる。
- 問題解決にあたり多角的かつ総合的に施行できるというメリットはあると思う。しかしながら、それぞれの分野での専門性を身につけるためには相当な能力が必要ではないかと思われる。
- 医療の知識が豊富であれば質が上がると感じるから
- 多職種連携していく中で様々な知識や技術を学ぶことは大切である。
- 医療施設で勤務した後に，個人の適正にあった職種に変更することを補助できるため。
- 複数の視点で診ることは療法の質の向上から有益と考える。
- １施設あたりの医療専門職種の採用数が少なく，他の職種に関連する業務を行わなければならない状況があるため
- 救急の際に活躍できる
- 有資格者が増加しているので、他者と差別化するために必要。

作業療法士

- 視野が広がる.
- 複数の視点を持つことが対象者への支援に活かすことができると思うから
- 専門的な見地から、総合的に判断できる知識があると考える
- 職務選択の幅が広がる。
- 異職種の視点から患者様の評価、治療が可能。
- 活動の場を広げる可能性を増やす手段として、利用できると考えます。
- 作業療法士は、対象者の生活行為に着目して、その質の向上を図りますので他職種の視点やスキルを活用することで良いサービスにつながると思います。
- 就職の際に有利
- 知識が増えていくことに利点があると思います。
- 作業療法士は対象者の生活を支援する医療、介護、福祉の専門職であり、生活の支援に対して多角的な視点、手段を有することは対象者にとって有意義になる。
- 一職種だけの知識ではなく、他の職種の知識があることはリハビリテーション的関与を考えると有用である。
- 仕事の幅が広がる
- 訪問リハビリテーション等、領域によっては自分一人で対応することが必

要な場面もある。そのような時に幅広い対応力を持っていることが患者の利益になると考えるため。
- 自身のキャリア形成に役立つと思います
- 職種によるが，複数の医療職の視点を持つことは，多職種連携に利点がある
- どんなことにも，利点・欠点の両面があると認識しているからです．あえて利点を一つ挙げるなら，作業療法士養成課程に入学したものの，自分は作業療法士に不向きと感じた学生が，別の職種の資格を目指せるのは，学生のメリットになるかもしれません．
- 専門職として現場で多様な知識が必要となるため。
- 複数の専門知識を有するため
- 地域医療では複合的サービスの必要性を感じるため例えば看護師と作業療法士など資格保有することのメリットはあると思う
- 他の医療職種の知識を持つことは対象者の利益に繋がると思う。
- 多職種の専門的な知識を身につけることで、より深い視点、広い視野での臨床につながる。
- 多角的な視点で対象者に対応できる
- 一般教養もそうですが、医学的知識を有していると学びが深まる為。
- 救急の際に活躍できる

視能訓練士
- 就職の際に有利
- 様々な角度からアプローチできるから。
- 臨床時、多くの知見を持って所見を観察し対峙できることは、検査・治療への選択肢を増やすことができるため。
- オーバーラップする領域もあり、職業としてだけでなく、学問として考えた際に生涯学習的な視点しては利点があると考える。
- 一層連携を取りやすくなり、患者中心の医療が進む機会となると考えます。
- 救急の際に活躍できる

臨床工学技士
- チーム医療の資格相互理解を得ることができる。
- 複数の資格を取得するためにより専門的な学修が必要であり、その職種に就いた時に幅広い知見が生かされると期待できるため。
- 医療技術資格の境界領域において、複数資格を取得していると合法的な医

行為が可能となる。特に、理学療法士、作業療法士、救急救命士などは生命維持管理装置の操作ができる臨床工学技士資格を取得することにより境界領域および業務範囲の拡大、適切な医行為の施行、医療技術者の少人数化が可能となることが考えられる。しかし、現在の医療現場では、配属された医療技術資格以外の医行為は禁止されているところが多く（部署の縦割り）、複数資格を取得してもそれを生かすことができない現状がある。

義肢装具士

- 視点が高くなり、業務の幅が広がるため
- 義肢装具士と理学療法士の両方の知識があると、臨床で役立つ局面は多い。収入面では特にメリットはないと思うが。
- 資格の利点は同じ医療関係職を理解する意味で非常に大きいと思います。また PT, OT は常に一緒に仕事をする関係ですので、利点はあると思います。
- 多角的な視点で患者を治療する上で、複数の資格を取得していることは利点が大きいと考えます。

言語聴覚士

- より多角的な見地から臨床を行うことが可能となるため
- 障害のある人は複数の障害を併せ持つことも多い。異なる視点から評価ができればリハビリの効果も高まると思われる。

利点を感じない

診療放射線技師

- 共通する業務が少ない
- 医療現場では複数の医療資格があっても、入職時の職域により業務の内容は制限される。しかし、看護師と診療放射線技師両方の資格を有している場合は、これまで静脈確保などの際に有利な点があったが、タスク・シフトにより診療放射線技師が、静脈確保ができるようになって、その利点もなくなってしまった。また、臨床工学技士とのダブルライセンスは、特に機器の管理については、診療放射線技師の業務と競合している。また、臨床検査技師の業務では、超音波やMRIの業務が競合しており、ダブルライセンスの有利さは希薄である。ここで、診療放射線技師サイドが危惧している点は、看護師や柔道整復技師がその資格のままX線撮影の業務を可能になることである。したがって、診療放射線技師養成所としてはダブルライセンスの利点を感じていない。
- 対象の医療資格では利点を感じない。学校卒業後に臨床現場でトレーニングを積み専門性を磨く必要があり、単に資格を保有しているだけでは意味がない。各職種の専門性がないがしろになる。これらの職種よりも人材不足が社会に与える影響が大きい看護職や介護職の資格を別に取得するのであれば大きな利点があるように思う。
- 資格職のため、１つしか就職に利用できないから
- 学力レベルが診療放射線技師養成校の方が高いので，逆はあっても，他職種から診療放射線技師を目指す人はほとんどいないため.
- 診療放射線技師業務に限定すれば複数の資格を取得する利点は感じない
- 専門性が高いものが多いので複数持っていても複合的に活用しにくい
- 一般的な病院では１人の医療従事者が２つの職種を兼任できないためである。また、仮にそのような働き方ができたとして、当該労働者の賃金がそれら付加価値を反映できる状況にない。さらに、複数の国家資格を取得しても、兼任すると専任より実務経験が乏しくなるため、専門性に欠けた医療従事者となる可能性が高い。
- 医療機関における業務が専門によって分化されているため、複数の資格を生かす余地が少ない
- 養成所は学生が希望する職種の教育を行う機関であり、学生が複数の資格

を取得することも目的に学修に取り組むにあたり養成所の教育内容が変わることはないため、養成所として利点も欠点もない。

- 複数の免許を業務に活用できる病院等が無いため
- 目的が分散される傾向があると考える。
- 医療現場ではその職種ごとで業務を完全に分担している。複数の資格を持つことで、本来出来ない業務を法的には出来る業務と認識した場合、組織としての混乱が生じる原因になると感じる。しかしながらクリニックなどの少数組織においては利点を感じることもある。
- 実際の臨床現場においてあまり必要性を感じない
- 病院にとってはコスト削減等のメリットがあるかもしれないが、本人にとっての利点ではないかもしれない。
- 臨床現場において医療 8 種職の知識を使用する機会があまりないため
- 4 年制大学の卒業生の多くは大規模病院に就職しており、配属部門は 1 カ所のみである。大規模病院の傾向として属人的な業務を減らす傾向があるために複数の医療資格を持っていても生かせない。逆に小規模なクリニックでは活躍できる可能性がある。
- 現状就職活動は診療放射線技師国家資格を有するものが対象であり他の資格を有する者が優遇されることはないと思われる（メリットが感じられない)。

臨床検査技師

- 専門性があり、他職種では生かすことは困難である。
- 就職の細に色々な職種を選択出来るとおもうが、複数資格を所有していても、一つの専門職として勤務することになる。
- シングルでも就職が好調であり、ダブルライセンスでも給与は変わらない。
- 臨床で働くときに他職種の知識や技術は必要な場合があるが、他職種の免許を必要とする業務を行うことが少ないため
- 臨床検査の中でも、一般検査、臨床化学的検査、血液学的検査、免疫学的検査、微生物学的検査、病理学的検査、遺伝子検査、循環生理機能検査、呼吸生理機能検査、神経生理機能検査、超音波検査と、学習内容が既に多岐にわたっており、他の内容を学修するのは容易ではないと思います。

理学療法士

- 個々の専門性を高めて頂きたいと考えるから
- 国家試験制度がある限り、一度の入学で複数取得は困難

- 同時に複数資格を使用するのは現実的にむずかしい
- 2つ以上の資格を用いて業務することができないと思うから。
- 勤務する際には1つの資格で勤務するため
- 転職（職種変更）に関する希望がない
- 当校は専門学校3年課程であるため、国家試験の勉強が大変にあると感じるため
- 医療系のカリキュラムの場合、必修科目が多く修業年限の中で履修するには過密になりすぎて現実的でない。今後法整備の中で医療8種職にとってコアカリが認められれば可能性はありますが。
- それぞれの職種（資格）の専門性が高いため、単一の職種（資格）で業務を行うことが現実的であると考えるため。
- 知識の上では利点があっても、養成施設の中で認知されない
- チーム医療や学際的な研究においては、多職種連携が必須であり、複数のライセンスを有する医療専門職は特有の役割が期待される。一方、各種ライセンスの保有者は増加しており、一人が複数のライセンスを有する必要性は以前よりも低下してきているとも感じる。
- 同時に資格を活かすことや２ライセンスを所有していることに対する評価（給与等）がされていない
- ①給与への反映は限定的（点数が固定されているため、給与への直接的な反映は難しい)。②実務での活用機会が限られる（業務内容が重複することもあり、ダブルライセンスが必須とされる場面は少ない)。③時間と費用の負担（投資に見合うだけの経済的リターンが得られない）
- 過去にWライセンス等を目指しての志願者が皆無のため
- PTとOTでいえば、病院等では役割が明確になっているが、施設（老健・訪問等）ではその役割が明確になっていない。
- 雇用の際にどれかの職種の立場で雇用され、その役割を果たすことが一般的であるため。別領域の知見を得るには研究活動等、別の方法があると考えるため。
- それぞれに専門性があり、他のライセンス取得にかかる時間を考えた場合、メリットが不十分
- それほど待遇に差がなく、同時に複数の職種の仕事を実施することがないため。
- 本来の教育に支障をきたすため
- 複数の資格を有することで職業選択の幅は広がると思うが、それにかかる期間と費用を勘案すると、大きな利点を感じない。
- 理学療法士としての需要が保たれているから。

- 特にリハ職は業務内容に明確な区別がないため、日本で働く上では特に支障は生じないと考える。ただ、互いの職種を知ることは重要だと思う。
- 複数の資格を同時に活かして働くことが想定されていない
- 複数資格を持つメリットが思い浮かばない費用がかかる
- 就職後は資格の優位性が保証できていないため
- 知識としてメリットはあるが、資格としては算定するということを考えればメリットは少なく感じる。
- 新たに、養成校へ入学しなければならない
- 施設基準、診療報酬等にかかる融通や給与体系としても反映されているとは思わないから。
- 履修するのが大変だから
- ダブルライセンスを取得したとしても、実際に職業とした場合にはどちらかに限られるため

作業療法士

- 医学・医療に関する基礎的な知識は共通であるため，他の資格によって得られる対価や技術は限定的である.
- それぞれの専門職は、社会的にも学問的にも確立されていて、理学療法士作業療法士指定規則で定められた多職種連携の講義を通し、相互に他職種の理解を促すことが実施されているところであります。資格取得と直接関係しないかもしれませんが、多職種システムとして捉えると一人で複数の資格を持つことのメリットは少ないように感じます。
- それぞれの職種（資格）の専門性が高いため、単一の職種（資格）で業務を行うのが現実的であると考えるため。
- 複数資格を取得することは、個人のキャリアとしては認められると思うが、社会システム・保証が対応していないと思う。
- 複数の医療免許を取得していても、勤務先で使用する（登録される）医療免許はそのうちの 1 免許であるため。
- 診療報酬上の違いや就職先での待遇に変化はないため
- 複数のライセンスは知識としては有用と思いますが、職種としては複数ライセンスでもどれか１つの職種で働くことが多ほとんどのため、あまり利点は感じません
- 実際はそれだけのキャパシティがある学生は少ないので、一つの資格を取るだけで精一杯ではないかと思います。また、PT と OT のダブルライセンスを活かす場所は、現状、あまりないのではないかと考えます。
 - それぞれの専門性があり、医療現場においてこれを同時に活用する機会

が多いとは思えないし、個人の負担がかなり大きくなるように思われる。
- ・ 将来的には教育関連の資格（小中学校・保育士）などを同時に取得することは、海外のセラピストの働き方を見ても今後大きな意味を持つと思われる。
- ・ 時間と費用の負担（投資に見合うだけの経済的リターンが得られない）

- 過去にＷライセンス等を目指しての志願者が皆無のため。
- 医療８種職の中で、仕事の内容が近くない職種もあり、現実的でないと思われるため
- 多くの視点から対象となる人を見られる利点はあるが、多職種連携が進められている現在、どの程度それが必要かわからない
- 診療報酬への反映にメリットが感じられない。
- 本来資格を取得する教育に支障をきたすため。（履修期間３年間では現実的でない。）
- 作業療法の需要が保たれているから。

視能訓練士

- 業務範囲は広がるがそれに見合った報酬を期待できない。
- ８職種の中では感じない。各職種の業務の専門性の向上性が発揮できない。
- 資格を有することには利点があると思うが、修業過程の中で複数資格を取得できるほど甘い内容ではなく、かえってそれぞれの学びが浅くなる等弊害があると思う。
- 看護師とのダブルライセンスであれば業務内容が拡大するので利点があると考えるが、８職種では業務内容の拡大があまりないと考えるため。
- 他職種との連携強化や包括的に患者を診る力はつくものの、経済的、時間的負担が大きい。また、専門性が分散することも懸念される。
- １つの職種に限定した方が専門職のレベルが高くなると思う。
- 視能訓練士の仕事内容は他職種から独立しており、ダブルライセンスの意義を感じないため
- 業務の専門性が高く、多職種との重複業務が少ないため
- 看護師や医療事務の資格ならともかく、その他の資格は保持していても眼科の臨床現場で活かすことは難しいため。
- 専門性が異なり，業務に活かすのが困難だから

臨床工学技士

- 記載なし

義肢装具士

- 記載なし

言語聴覚士

- 特に必要ないから
- 言語聴覚士の需要が保たれているから。

資料 5．令和 6 年 8 月 21 日現在での
医療関連 9 職種（衛生検査技師を含む）の免許登録者数

（1） 職種の登録者数：　計 862,636 人

職種	登録者数
臨床検査技師	220990
衛生検査技師	71815
診療放射線技師	101641
臨床工学技士	56408
義肢装具士	6276
理学療法士	223679
作業療法士	118385
視能訓練士	20280
言語聴覚士	43162

（２） 衛生検査技師を含む 2 資格登録者数： 計 18132 人

	臨床検査技師	衛生検査技師	診療放射線技師	臨床工学技士	義肢装具士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	言語聴覚士
臨床検査技師	−	12867	169	4275	1	64	36	15	35
衛生検査技師	−	−	16	48	1	14	5	8	8
診療放射線技師	−	−	−	173	3	25	11	5	0
臨床工学技士	−	−	−	−	1	55	7	5	6
義肢装具士	−	−	−	−	−	40	6	0	3
理学療法士	−	−	−	−	−	−	39	8	130
作業療法士	−	−	−	−	−	−	−	4	48
視能訓練士	−	−	−	−	−	−	−	−	1
言語聴覚士	−	−	−	−	−	−	−	−	−

（３） 衛生検査技師を含む 3 資格登録者数： 計 230 人

衛生検査技師・臨床検査技師・臨床工学技士 ：197 人
衛生検査技師・臨床検査技師・診療放射線技師 ：15 人
臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士 ：3 人
衛生検査技師・臨床検査技師・作業療法士 ：3 人
衛生検査技師・臨床検査技師・理学療法士 ：2 人
衛生検査技師・臨床検査技師・言語聴覚士 ：2 人
臨床検査技師・臨床工学技士・言語聴覚士 ：2 人
衛生検査技師・臨床検査技師・視能訓練士 ：1 人
臨床検査技師・作業療法士・臨床工学技士 ：1 人
臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士 ：1 人
作業療法士・臨床工学技士・義肢装具士 ：1 人

（注： 臨床検査技師の登録をしていない衛生検査技師登録者が、他の資格を重複登録しているケースはない。）

（４） 衛生検査技師を含む 4 資格登録者数： 計 2 人

衛生検査技師・臨床検査技師・臨床工学技士・診療放射線技師 ：1 人
衛生検査技師・臨床検査技師・臨床工学技士・言語聴覚士 ：1 人

（注： 臨床検査技師の登録をしていない衛生検査技師登録者が、他の資格を重複登録しているケースはない。）

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍
なし

雑誌
なし

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
（平成26年4月14日科発0414第5号）」

令和7年　5　月　26　日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長）~~ 殿
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名　東京慈恵会医科大学

所属研究機関長　職　名　学長

氏　名　松藤千弥

次の職員の令和６年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　令和６年度　厚生労働行政推進調査事業費　補助金（厚生労働科学研究事業）

２．研究課題名　医療関係職種の養成課程における共通授業科目の実態把握等及び複数資格取得の有用性を検討するための研究（ 24CA2033 ）

３．研究者名　（所属部署・職名）　東京慈恵会医科大学　大学直属・特命教授

（氏名・フリガナ）　福島　統　（フクシマ　オサム）

４．倫理審査の状況

	該当性の有無 有　無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
		審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	□　■	□		□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：　　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：該当しない）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：該当しない）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。